

日タイ同盟とタイ華僑

村嶋英治*

The Thai-Japanese Alliance and Overseas Chinese in Thailand

Eiji Murashima*

Abstract

This paper examines the triangular relationship between the Thai government, Japan and the Overseas Chinese in Thailand during the Pacific War. The Pact of Alliance was agreed upon between Thailand and Japan on December 11, 1941, immediately after the de-facto occupation of Central Thailand by the Japanese forces. It remained in effect officially throughout the war. The Thai-Japanese relationship under the pact can be explained through four distinct periods. The Thai-Chinese and Japan-Chinese relations were mainly a dependent variable of the Thai-Japanese relationship.

The first period was from the conclusion of the pact to mid-1942. During this period Thai leader, Phibul, the premier and the supreme commander, who had been neutral toward Britain and Japan suddenly became an enthusiastic supporter of the new order in East Asia led by Japan, expecting much support and gains from Japan. At this time pro-Japanese movements of all Asians staying in Thailand were encouraged. The Chinese, who had been forced to be submissive to the Phibul regime by coercive means but still supported the Chungking Government before the war, had no choice but to support the Nanking puppet regime. Japanese forces, intending to make use of Chinese commercial talent and their labour forces tried to maintain Chinese organizations such as the Chamber of Commerce, six language group associations and the newspaper "Tong Guan." A paternal Japanese attitude toward the Chinese and Japan's triumph in the early stage of the war made the Chinese, disgusted at Phibul's oppression, move closer to the Japanese to the extent that Thai leaders felt envious.

The second period, from mid-1942 to the middle of 1943, is the time when Phibul, dreaming to build his own mini-empire in Southeast Asia with Japanese assistance, was disappointed when Japan paid no attention to his ambitions. Moreover, Japanese imperialistic exploitation of Thai resources and her colonialistic behavior toward the Thai people created resentment. Phibul viewed both Japanese and Chinese as troublesome and harmful to Thai national interests and tried to get rid of both of them. His intention was manifested in his order to expel both Chinese and Japanese from the six northern provinces within 20 days in January, 1943. In March, 1943 he also ordered that only Chinese laborers construct the Thai-Burma Railway although Japan requested Thai laborers according to the pact of alliance.

The third period started from mid-1943, when the war situation changed

* 成蹊大学文学部; Faculty of Humanities, Seikei University.

from the Axis superiority to the Western allies advantage and continued until the overthrow of the Phibul regime in July, 1944. At that point Thai-Japanese relations deteriorated considerably. In April, 1944, Phibul proposed a joint attack against Japanese forces to the Chungking Government while decreasing his oppressive attitude against the Chinese in Thailand. He permitted the publication of a pro-Chungking newspaper, "Thai Hua Siang Po" in October, 1943 and defended it from Japanese military police suppression. In addition, he conferred decorations on Chinese leaders in Thailand.

In July, 1944, the Phibul Government losing Japanese support was felled by the opposition in the Parliament led by Pridi Phanomyong, the leader of the Free Thai Movement. The new Khuang's cabinet altered Phibul's die-hard attitude against Japan. Sustainment of sovereignty and minimizing the war damage were the prime concerns of the new government. They tried to please the Japanese because of anxiety over a possible Japanese military takeover. At the same time, they abolished most of the measures which the Phibul regime employed to suppress the Chinese. In the final stage of the war, anti-Japanese movements led by both the Kuomintang and Communists took shape. They published a number of underground newspapers such as Zhenhua Bao, Ching Pao and Zhongguo Ren and attacked Japanese cooperators, making Chinese merchants distance themselves from any Japanese relations.

はじめに

戦前戦後の両期間長期に亘ってタイ政府に顧問として仕えた英人W.D.Reeveは1951年においてさえダイでは華僑問題を除けば統治上の基本的問題は存在しないと断言している。彼によればタイの総人口の20パーセントを中国系住民が占め重要な商業、金融、貿易の殆どが華僑の掌中にあるのみならずタイの労働者も手工業者も実質上全て華僑から成っている。華僑は勤勉で企業家精神に富むが意識は中国人で中国語で生活し中国の習慣を守りその忠誠心もタイ国よりも母国に向けられている。一方、タイ人は政治意識に乏しく生活上の問題も少ないのでタイ人からは政治不安は生じない。¹⁾ このような指摘からタイにおける華僑問題の重要性を理解することは難くない。

1950年代以降、1920年代末からの華僑制限の流れに更に華僑を通じての共産主義侵入の恐怖が加わって、タイは華僑移民の受け入れを局限したのみならず、様々な措置を探って華僑の同化を図った。そのために1970年代以降においては華僑問題が意識されることは少なくなった。²⁾ しかし、1950年以前のタイ近代史においては華僑問題はその重要な一部であった。

1941年12月8日に日本軍がタイ国に進駐を強行する以前までのタイ華僑の政治運動とタイ政府の対応については筆者は既に別稿で検討したことがある。³⁾ これを簡単に要約すれば次のように言うことができる。

アジア・太平洋戦争以前においては、タイ華僑には中国国民党系と共産党系の政治運動が存在していた。タイにおいては1946年まで政党活動はタイ人においても禁止

1) Reeve, W.D. *Public Administration in Siam*. London: Royal Institute of International Affairs, 1951. pp.8-9.

2) 戦後における華僑のタイ化については村鶴英治「タイ国における中国人のタイ人化」岡部達味編『ASEANにおける国民統合と地域統合』日本国際問題研究所 1989年 115-141ページ参照。

3) 村鶴英治「タイ華僑の政治活動－5・30運動から日中戦争まで－」原不二夫編『東南アジア華僑と中国－中国帰属意識から華人意識へ－』アジア経済研究所 1993年 263-364ページ。なお、本論文を修正増補したタイ語版モノグラフがチュラーロンコーン大学アジア研究所より1996年初刊行予定。

されていたため両党の活動は必然的に非合法であった。国民党については蕭佛成らを指導者として1920年代後半には5・30運動や济南事件において反英反日の活発な運動を展開したが1930年代にはいると1937年の日中戦争勃発までは在タイ指導部の西南派と蒋介石派への二分裂に加えタイ政府の弾圧によって極めて停滞していた。一方、1924年に始まる共産党系の華僑の組織的活動もイギリスから情報提供をうけたタイ政府の度重なる弾圧に直面し続けたことは変わりないが1930年代前半は比較的活発であった。その活動は1930年以降はシャム共産党の名のもとに実施されたタイにおける革命権力実現のためタイ人向けにも活発な宣伝が行なわれ、シャム共青団、シャム反帝大同盟、シャム総工会等の組織化も行われた。しかし、1935年におけるコミニテルン大会の方針転換を受けて共産系の活動はタイでの革命から抗日運動に転じた。

1937年に日中戦争が始まると、在タイ華僑の強い抗日意識を背景に国民党共産党的活動はともに活気づいた。また、多数の無党派の青年愛国組織が簇生した。国民党は暹羅華僑抗敵救國後援会、勧募公債暹羅分会、三民主義青年団などの新組織をつくり、西南派の蕭佛成の系譜である潮州会館派（蟻光炎など）、蒋介石系の陳守明派の両グループを中心に運動を展開した。一方、共産党はシャム共産党時代の大衆組織を整理し、劉漱石、丘及、李華などを指導者として、労働、文化、学生、婦人、商人等の各界の抗日団体からなる暹羅華僑各界抗日救国連合会（抗連）を組織した。これらの組織を通じて本国の抗戦支援のための募金や公債販売、米や衣類等の送付、本国に帰国しての従軍や医療などのボランティア活動、日貨ボイコット、それに加え在タイ華僑で日本商品を扱ったり日本商社にタイ産品を供給する商人への懲罰と制裁など多彩な活動を展開した。とりわけ日本との経済断交に協力しない華僑「奸商」に対する暴力制裁テロ活動は紅字（アンジー）と称される秘密結社の協力を得た抗連や無党派の青年愛国団体によって実施され、国民党を支持する一部の大商人を脅かした。

1932年6月にタイでは人民党による立憲革命が成功し国王の絶対的権力は退けられたが、この革命は華僑の政治運動には却てそれ以前以上の制約をもたらした。人民党の強いナショナリズムは国内に多数の異分子の存在を許さなかったからである。人民党は革命直後から華僑の多いバンコクに義務教育法を施行し華僑子弟の通う中華学校での中国語教育に制限を加えた。1933年には反共法を施行した。

1937年に日中戦争が始まり華僑の諸抗日運動が活発化すると人民党政権は対外関係を害する募金の禁止立法を施行し、制裁テロが治安を乱すという理由で数千人の華僑を国外追放に処した。更に、1938年末にピブーンが首相に就任すると華僑弾圧は一層強化された。ピブーン政権は1935年には250校以上存在した華校を1939年から1940年にかけて全て閉校に追い込み、10紙余り存在した華字紙も『中原報』1紙のみを残して廃刊させ、「タイ人の手に商業を」という経済タイ・イズムを掲げて流通部門に政府出資の企業を設けた。1941年には公安を理由に華僑を含む外国人の居住禁止地域、いわゆる禁区を広範に定めてながら定着していた華僑に90日以内の退去を強制し、さらにタイ人の職業保護の理由で華僑から仕事を奪う外国人就業禁止の職種制定の準備を行った。しかし他方では、1939年4月にそれまでの政府が一切許可しなかった中国籍の華僑のタイ籍取得に道を開いた。

このような中国性の抹殺と一方でのタイ化への道を開くピブーン政府の政策の主因は対日関係への配慮の結果というより、タイ国内で外国人である華僑が政治的経済的

に我が物顔で振る舞うことに対するタイナショナリズムの反発であった。ピブーン政権の華僑弾圧の意図に対してはイギリス公使も理解を示している。華僑はピブーンの政策は日本と結んでの排華であると非難したがこれが必ずしも当を得ていないことはピブーンが日本が求める南京政権の承認を1942年6月まで引き延ばした事実からもみることができよう。1941年12月以前のピブーンの基本的対外態度はタイをめぐつて競う日英の争いに無用に巻き込まれず、日和見を続けるというものであり、对中国関係もこのような大枠の中で考慮されていた。

ピブーン政府の在タイ華僑に対する政策の実施方法は1941年12月以前に既に出尽くしている。日本との同盟以降のピブーン政府の華僑政策は基本的にはそれ以前のものを継続したものであった。

ピブーン政府の強引なタイ化政策に対し華僑の反応は(1)あくまで中国人としての政治活動を貫き国外追放による帰国もしくは自主的帰国によって抗日戦に参加する、(2)完全にタイ化の道を選択する、(3)タイ政府に協力しかつ商人としての利益からは日本との取引も厭わないが、裏面では抗日運動に積極的もしくは消極的に協力する、に大別できる。多くの国民党系指導者の選択はタイを生活の場とする華僑としての利益を重視した(3)であった。張蘭臣などに代表されるこれらの指導者たちはタイ政府に献金し、またピブーンが開始した新文化運動にも協力した。一方在タイ華僑の立場を却つて悪化させることになる重慶からの対タイ非難放送には電報を発して自重を求めた。このように1941年12月8日に日本軍がタイに強制進駐をする以前においてタイ華僑指導者の多数派は既にタイ政府に対し従順であった。故にタイ政府が日本と同盟し華僑に対日協力を求めた際には大きな抵抗もなくそれに応じることが可能となったのであろう。

さて、本稿の対象とする日本軍のタイ進駐以降戦争終結に至る期間におけるタイ華僑の動向については筆者の知る限り内外の既存研究は皆無と言つも過言ではない。華僑の動向どころかこの期間におけるタイの内政及び対外関係、中でも重要な日タイ関係についてさえも信頼するに足る本格的既存研究が存在しているとは思えない。⁴⁾幸いこの期間における華僑の政治運動に関する参加者の記録は近年国民党系であれ共産党系であれ比較的豊富に出版されている。またタイ外務省文書課保存外交文書、及び5年前から公開されているタイ国立公文書館のタイ国軍最高司令部文書は華僑研究の一次史料としても用いることができる。本稿はこれらの史料に新聞雑誌資料などを加えて日本軍のタイ進駐以降の日タイ同盟期におけるタイ政府、日本軍、タイ華僑の関係を、筆者のタイ華僑政治運動史（1941年まで）研究を踏まえて、簡略に素描しようとする試みである。

日タイ同盟期におけるタイ華僑の動向は日本軍占領地におけるような日本と華僑との二者関係だけでは説明できない。日本は独立国タイと同盟を結んだのであり、日本

4) Reynolds, E. Bruce. *Thailand and Japan's Southern Advance*. New York: St.Martin's Press, 1994 は日本側及び米国立公文書館のS R D J 史料を丹念に用いて戦中の日タイ関係研究の進展に大きく貢献したが残念ながら膨大に存在するタイ語一次史料（タイ外務省、タイ国立公文書館、タイ国会、総理府）を利用していない。Suwannathat-Pian, Kobkua. *Thailand's Durable Premier, Phibul through Three Decades 1932-1957*. Kuala Lumpur: Oxford University Press, 1995. にはタイ語一次史料も引用されてはいるが記述からみて不十分な利用にとどまっている。このほかにタイ語の修士論文が相当数存在するが調査の水準は高いとは言えない。なお、拙稿「日タイ同盟下の軍費交渉 1941-1944」『東南アジア歴史と文化』21 1992年 30-64ページ はタイ側一次資料を用いた日タイ関係研究の試みの筆者にとっての第一歩である。

とタイ華僑との間にはタイ政府が介在していた。独立と主権維持に過敏なほどの関心を払ったタイ側は日本当局が独断的に直接華僑に対することを認めなかつたし、日本もタイの協力を確保するためにはそのような行動は極力慎まなければならなかつた。実際にも日本軍がタイに駐屯したこの期間においても対華僑政策のイニシエイティブはタイ政府が握り多くの華僑対策を日本に何等事前協議することなく実施したのである。その中には華僑を利用しようとする日本側の利益に反する措置も含まれている。一方戦争中期まで続いたタイ政府の華僑弾圧に対して、華僑指導者のなかにはむしろ日本に依存しようとする傾向さえ見られた。このように日タイ同盟下のタイでは日本、華僑、タイ政府の三者間に複雑微妙な関係が存在した。

この三者関係に大きな影をおとしたのは日タイ関係の推移である。日本はタイとの間の同盟条約（1941年12月21日締結）に基づく諸協定を結び、これによりタイからの協力を戦中を通じて確保したが、日タイ関係は決してスムーズに推移したわけではない。筆者の調査によると日タイ同盟時の日タイ関係は大きく枢軸国側優勢期と守勢期の2大時期に分割可能であり、更にこの2大時期をそれぞれ2分割して次のようない計4時期に分けて論じることができる。第一の時期は同盟直後から42年半ばまでであり、タイは日本との同盟の見返りに多くを期待し、日本からの協力要求にも犠牲的に応じた対日便乗指向の期間である。第二の時期はタイは日本に望んだ利益を得られず期待を裏切られ、かつ、既に第一の時期から潜在していた問題であるが日本のタイにおける一方的利益追求と影響力及び権益拡大に警戒心を高め対日関係に冷淡になる時期で42年半ばから43年5～6月頃までである。43年1月にはピブーンは日タイ間の戦闘を予期するようになるが、この第二の時期においてタイが日本離れを見せた主要因は外部における戦局の推移ではなくタイにおける日本の態度である。第三の時期は欧州及びアジアの戦局の推移からピブーンが密かに独自の防衛計画の具体化に着手した43年6月以降44年7月の彼の首相退陣に至るまでの期間である。とりわけ1943年12月バンコクへの英米の空爆が本格化する頃からピブーンの対日非協力は明白となり日タイ関係は悪化の度を増した。1944年2月にはピブーンは重慶政府との連絡を試み日本に対する武力抵抗を構想する。第四の時期は44年7月にピブーン内閣が総辞職を余儀なくされてクアン政権が成立した後45年8月の戦争終結に至る期間である。第二、三の時期におけるピブーンの独裁政治は国会議員のピブーン離れを加速したが彼等は自由タイのブリーディー摂政を核として反ピブーン派を形成した。1944年7月ピブーン政権は反ピブーンの勢力が国会の多数派を占めたこと、かつ日本軍もピブーン派政権維持に肩入れしなかつたことで退陣を余儀なくされる。クアン新政権は日本の対タイ武力処理を恐れて日タイ関係を改善させたが、一方裏面での自由タイ派の連合国との連繋は密になり、ピブーン時代の華僑弾圧策の多くは廃止された。

本稿では以上の四時期の分類に従いながら、各時期の特徴的な日本、タイ、華僑、三者関係について記述分析する。併せて、1941年以前から継続してきた国民党、共産党の抗日地下運動について簡単に言及したい。

I. 日タイ同盟の成立とアジア人の「連帯」—屈服から便乗へ

1941年12月8日近衛師団下の第4、第5連隊はカンボジアから中部タイに進駐した。このうち、岩畔大佐指揮下の先遣隊はバンコクの飛行場の占拠をめざし12月9日朝にはドーンムアン空港に到着し、同日11時にはバンコク市内に向かった。この

先遣隊は盤谷（バンコク）警備隊を命じられた。12月9日19時にバンコクにて発せられた近衛師団命令親作命甲第308号により盤谷警備隊に任務の一つとして1、支那総商会（中華総商会のこと—筆者）の監視、2、重慶系新聞社（中原報のこと—筆者）の記事刷新に関する現地機関の支援が命じられた。近衛師団下の他の部隊も12月9日午後にはロップブリー、サラブリー、プラチンブリーに進み日本軍は12月10日には中部タイを固めた。⁵⁾南タイには既に12月8日早朝日本軍が上陸していた。タイ指導者の一部が期待したような英軍のタイ領内への進攻もなく12月10日迄に日本軍による実質的タイ占領は完成した。

日本大使館は12月7日22時30分（タイ時間）よりタイ政府と平和進駐交渉を開始していたが、ピブーン首相が現れず、日本軍は8日午前2時頃から南タイ6県や東部タイ国境でタイ軍民の抵抗を受けながら上陸進駐を開始した。日タイ間の戦闘で南タイではタイ将校（警察を含む）の死者9、負傷9、同下士官・兵の死者140、負傷119、同民間人の死者34、負傷30に上った。日本側はシンゴラ、パッターニーに上陸した第5師団のみで戦死33（内将校3、下・兵30）、戦傷45であった。⁶⁾

12月8日7時になってピブーン首相はバンコクに戻って来り、7時30分一方的に一時停戦を命じた。日本側はピブーン首相に強く迫り、坪上大使の印象ではピブーンは「強力ノ前ニ屈シ」⁷⁾て閣議後同日10時半に「日本國軍隊ノタイ国領域通過ニ関スル日本國タイ国間協定」に応じた。12月9日15時には、タイの安定を確保して馬来（マレー）方面作戦を容易にすること並びにビルマ攻略準備を任務とする第15軍の飯田祥二郎司令官がバンコク入りしてピブーン首相と会見。12月10日正午過ぎマレー沖海戦で英極東艦隊は壊滅。この情報は直ちにバンコクにも伝わった。同日19時ピブーン首相は日本が求める攻守同盟を締結できるよう国内的準備を開始すると語り、坪上大使は即時同盟を結ぶことを求めたところピブーンはこれに応じた。その内容は11月22日の連絡会議決定の対タイ措置要領に定めるものと同文であり、両国は攻守同盟を設定しタイ国は日本軍に軍事上の協力を為し、日本軍はタイ国の独立、主権及び名譽を尊重し且つタイ国の失地恢復に協力するというものであった。ピブーン首相は12月11日11時20分「日本國タイ国間同盟条約仮調印書」に署名した。翌12日朝ピブーン首相は国民に政策転換のラジオ放送を行った。さらに宣伝局は “The Government wish [sic] to inform the people that the Agreement with the Japanese Government has been arrived at in view of the fact that, after careful consideration, it is deemed the best course to be followed in the interests of the country in such circumstances. Hence from now on please rest assured that Japan is Thailand's friend and that together we shall cooperate in enhancing honour.” という声明を発表した。⁸⁾これらを聴いた三菱商事盤谷支店長の新田義實は「力に押されて攻防条約を締結せる泰が果して二百年の怨を含まざるや否やは今後の遣り方に専ら係る事にて誠に空おそろしき事也」と感想を日記に記している。

12月13日（タイ側公文書記録では14日）にはビルマの敵軍に対し日本軍タイ国軍の協同作戦を内容とする「日泰協同作戦要綱」が日タイ軍両間に結ばれた。13日夜には早速東部タイのプラチンブリーに日本軍の侵入に備えて結集していたタイ陸軍の

5) 防衛庁防衛研究所図書館蔵「昭和16・12・8-12・15、近衛野砲兵連隊泰國進入作戦戦闘詳報」。

6) タイ国立公文書館（N A T）文書Boko Sungut 1.10/2. 及び防衛庁防衛研究所図書館蔵「馬來上陸作戦戦闘詳報同付録付表」。

7) 坪上大使発東郷外務大臣宛昭和16年12月9日発電第932号（外交史料館）。

8) タイ外務省文書課保存外交文書、WW2/2:16/5.

精銳部隊に北タイ移動が命じられ、⁹⁾これらの部隊は12月24日に正式にビルマのシャン州への外征を目的とした外征軍（ゴーンタップ・パーヤップ）に組織された。12月14日非常時の日タイ関係調整に重要な働きをしたピブーン首相の腹心プラユーン・パモンモントリー大佐は対日関係の委員を集め、政府の中立から同盟への急激な政策変更について「現在生じていることは山上から突然岩が落ちてきたようなものだ。我々がひどい目に遭わぬためには身を避けた方がいい。日本の要求の多くは即決を要する火急のことなので法律や規則は持ち出さずに便宜を与えよ。日本側に不信感が生じてタイが占領されるようなことになれば元も子もない。」¹⁰⁾という主旨の説明をしている。12月15日内務大臣は各省庁代表を集めピブーン首相の命として官吏に政府の政策に厳格に従うことを文書で誓約するように求めた。¹¹⁾

12月21日には「日本国タイ国間同盟条約」が署名即時実施された。同盟条約ではタイ国は日本を「有らゆる政治的、経済的及軍事的方法に依り」支援することを約し、同条約の付属秘密了解事項では「日本国はタイ国の失地恢復の要求の実現に協力すべし」と規定した。同盟成立後ピブーン外相（首相）は駐独公使宛に“*This pact has been concluded by His Majesty's Government of its own accord. His Majesty's Government is now about to join the Axis. Please get in touch with German political quarters and find out what they really feel and think concerning us.*”と訓電（12月22日発電）した。これに対し、駐独公使は12月30日にドイツの反応を「ドイツはタイを枢軸に参加させたいが日本に対し遠慮しており、日本側より持ち出すまで少し待てとの意向」と報告してきた。この報告にピブーンは「受信した、感謝する。我々と日本は一体（khon diokan）だ」と答えるように命じている。更に1月25日の対英米宣戦の後、2月3日ウイティット外務副大臣は駐日ディレーグ大使に枢軸参加につき日本側に打診するよう訓電している。¹²⁾これらの電文は日泰同盟についてのタイ側の見方に相当の変化が生じていることを示している。即ち、ピブーン首相は日本との同盟を一方的に強制されたから締結するに至った訳ではなく自発的に結んだと認識するようになっていたこと、更に枢軸の三国同盟にまで加盟しようと意図したことが判る。¹³⁾

日英の間で日和見を続けていたピブーンは政策転換と共にアジア主義の主唱者に約変した。日本が唱えるようなアジア人共通の利益の確立がタイの利益と一致することを期待し、日本有利の情勢に便乗した。12月22日付けにてピブーン首相は蒋介石に通電（但し、電報での伝達ができず、12月25日の国営短波放送で発表）を発したが、その中で強制されたのではなく純粹に自分の考えであるとして日中戦争によりアジア人が戦いその災禍を受けることの愚を説き兄弟たるアジア人の向上のため対日和平を訴えた。彼はタイ国民は日タイ同盟に合意したことを述べ、日本民族は徳高くアジア人に純粹に善意を有する民族である、現在ビルマ人、インド人は覺醒しつつある、

9) NAT, Boko Sungsut 1.5/13.

10) NAT, (2) SoRo.0201.98.1/2.

11) NAT, (2) SoRo.0201.98.1/3.

(12) タイ外務省文書課保存外交文書、WW.2/1:2/3, WW.2/1:8/4.

13) 三国同盟（40年9月27日締結）には1940年11月にハンガリー、ルーマニア、スロヴァキアが加盟している。尚、ピブーンは日タイ関係が悪化した戦中の1943年より同盟を結んだのは独立維持のためのやむを得ぬ選択であったと1941年12月12日の声明に戻った説明をするようになり（たとえば、NAT, Boko Sungsut 2.7.6/31.）、戦後も同一の説明を繰り返している。このような説明においては開戦初期のピブーンの自発的な対日協力は意図的に無視されている。

「アジア人のアジア」が時の言葉であるとして、この流れのなかに中国も加わるよう求めた。¹⁴⁾

12月23日には在バンコクのインド人が独立を目指して集会を開き、スワミー・サティヤナンダ・ブリーを長とするIndian Independence League（インド独立連盟、カナ・クーイッサラバーブ・インディア, Azad Hind Sangh）はこの集会中だけで300人の入会者を得た。¹⁵⁾翌12月24日にはバンコクの国立劇場にて百人余りが出席してビルマ人の大会が開かれ、この大会にはウイティット副外相が出席した。結局バンコク周辺のビルマ人300-400人はモーンルンペー（Mong Lunphe、後にビルマ独立義勇軍の少佐）を長とする義勇軍を組織した。¹⁶⁾両方の集会にピブーン首相は歓迎のメッセージを伝えた。

ピブーン首相はこのように12月8日時点の対日協力に消極的な姿勢から急速に積極的対日協力姿勢に転じた。タイは日本軍のマラヤ、ビルマ作戦に鉄道輸送、道路建設、物資供給、宣伝など全面的な協力を開始した。このような協力はいまでもなく見返りを期待したもので、ピブーン首相の腹心のチャイ・プラティーパセーン中佐は1942年1月1日、日本軍との連絡関係官吏を集めて「日本軍の作戦に即応して日本軍が求めるものは与えるべきである。しかし同時に我々が損をしないことを忘れてはならない。我々が日本を助けるのは日本の召使いとか奴隸としてではない。我々が自身の利益のために他人に何かをさせようとすれば道具を与えねばならないのと同じことである。今日本を助ければ他日見返りがあろう。」¹⁷⁾と対日協力の意味を説明している。1942年1月25日にはタイは英米に対し宣戦布告した。この宣戦布告でイギリス領ビルマへの外征が可能となった。¹⁸⁾ピブーンはビルマへのタイ軍の外征に熱心であった。1942年1月に日本軍はチェンマイ、ラムプーンなどの北タイ各地でタイ籍をもつビルマ人シャン人の集会を開きビルマ義勇軍への志願者を募集した。日本軍の強引な募集はタイの地方官憲と悶着を起こしたが、この報告を受けたピブーンは日本側との連絡責任者のチャイ中佐に対し「もし日本が（兵隊を）欲しいなら我方に言って来ればよい。正規の（タイ）軍人を連れていった方がよい」と指示している。¹⁹⁾

タイ政府の対日協力への転換はバンコクにおける日本軍の対華偽施策を容易にした。

日本軍の在タイ華僑対策の基本方針については日本陸軍の作戦立案の担当者田中新一参謀本部第一部長が1941年10月27日の業務日誌に記した7項目の華僑対策から窺うことができる。それによれば第3として「華僑組織ヲ其ママトシテ大局ヨリ之ヲ掌握スルコト 之ヲ南京政府支持タラシム」、第4として「結合力、商才、蓄財心ヲ利用シ之ヲ国策的ニ利導スルコト」、第5として「獲得ノ方法ハ取引ヲ以テ彼等ノ特性ニ訴フルニ在リ」とし、第7のeでは「仏印泰華僑工作ガーツノ『バロメーター』ナリ」として上記をタイの華僑に対し用いる意図を示している。

14) *Prachachat*, 29 December 1941.

15) NAT, (2) SoRo.0201.10/50.尚、日本陸軍武官はインド独立連盟のアーマーラシンがインド、マラヤ、タイのインド人向けに宣伝放送をすることにタイ政府が便宜供与するように求め、その結果1月7日より週に2回、水日の朝8時から30分間の放送が開始された。(NAT, Boko Sungsut 1/50.)

16) NAT, Boko Sungsut 1/238.なお、モーンルンペーは後に日本軍の諜報機関（楠本機関）で月給200バーツでタイ側の動きを探る任務に従事した同名の眼医者と同一人物と思われる。(NAT, (2) SoRo.0201.98.1/10.及び1990年3月5日小田正身氏[元楠本機関長] インタビュー)。

17) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:2/2.

18) 対英宣戦は外征への準備として考慮された可能性がある。

19) NAT, Boko Sungsut 1.12/69.

タイにおける華僑工作は「在泰国日本大使館華僑係ニヨリ行ハレ、ソノ顧問タル陸軍武官ニヨリ政治、経済、宣伝ノ全般ニ亘り指導セラ」²⁰⁾れていたので、先に記したように12月9日にバンコクに入った盤谷警備隊は駐タイ陸軍武官田村大佐の華僑工作を支援することとなったものと理解される。田村は1941年12月9日のメモに敵性諸団体の抑圧として「支那人運動団体、三民主義青年団、藍衣社」の名を挙げている。²¹⁾重慶から抗日地下工作のために送り込まれていた工作員に指導されるこれらの団体を憲兵隊等によって抑圧しようとしたことは当然であるが、その一方で田中新一第一部長が記したような主旨から華僑の抱き込み利用に努めた。しかし、日本側の単独での華僑工作をピブーン首相は好まず、ピブーン首相は1942年1月9日に田村に対し東条首相への伝言として「泰国自体ノ對華僑政策アルヲ以テ之ニ協調シテ欲イ、勿論日本ニ害アル華僑ノ行動ハーサイ許サヌ」²²⁾と語っている。ピブーン首相はこのように日本側の華僑対策に釘を差すことを忘れなかつたが、開戦当初の時期においては「アジア人のアジア」を掲げるピブーン首相は協力的で日本側の華僑工作は順調に進行した。

日本軍のタイ進入直後華僑指導者は地下に身を潜め、一部は北部タイから国外に脱出を試みたが日本軍の速い展開に動きを封じられた。日本側は華僑組織を破壊せずそのまま利用するという方針のもと中華総商会再建に直ちに着手したが主席の張蘭臣は地下に潜って姿を現さず、日本側が張に代わる主席に据えようとして接触した元主席の陳守明は現執行委員会の委員ではないことを理由に固辞した。結局田中日本商業斡旋所所長の推薦を受けた朱兆山が臨時主席を引き受けた。²³⁾彼は12月25日総商会の執行委員の雲竹亭、賴渠岱、陳振敬、陳繹如、陳鏞鏘などの華僑指導者とともに親日派の中心人物ワニット・パーナノン無任所大臣に率いられてピブーン首相を訪問し次のように挨拶した。即ち、タイが東亜から悪辣な英米勢力を駆逐し共栄圏建設のため、日本と同盟を結んだことを在タイ華僑は心から支持する。中華総商会はタイが日本と同盟し東亜新秩序建設に加わったことはタイ華僑も含めた全てのアジア人の利益のためであると考える。タイ華僑はタイ政府の華僑保護に深く恩義を感じている。タイ華僑の名において総商会はタイ政府に感謝を捧げるとともに、タイ政府の政策を全面的に支持し協力することを表明する。全力での協力を示すために近く旅泰全体華僑大会を召集すると。²⁴⁾12月28日14時、中華総商会にて約一万人の華僑に、日本大使館員、日本軍人、インド独立連盟代表らも加わって旅泰全体華僑大会が開催された。主席の張蘭臣も姿を現し開会詞を読み、続いてワニット大臣がピブーン首相の詞を代読、そののち、張蘭臣総商会主席、六属会館（潮州、客属、瓊州、廣肇、福建、江浙）の代表がそれぞれタイ政府の政策支持と東亜新秩序建設のためタイ及び日本との協力を表明した。²⁵⁾大会はタイ国の現行国策の擁護、東亜新秩序建設協力、中華総商会及び六属会館による対タイ政府献金運動の実施を決議した。献金は2月25日までに13万1128.5バーツが集められ同日ワニットを通じてピブーン首相に贈呈された。²⁶⁾

中華総商会と六属会館はタイ華僑を代表する団体であり、これらの団体による集会

20) 海南海軍特務部政務局第一調査室『興發公司（泰国華僑工作機関）』昭和17年8月。

21) 防衛庁防衛研究所図書館蔵『泰国關係、田村武官メモ 其一』。

22) 防衛庁防衛研究所図書館蔵『泰国關係、田村武官メモ 其三』。

23) 『中原報』1942年1月20日。

24) *Prachachat*, 27 Dec. 1941. 及びN A T, SoBo.9.2.3/4.

25) *Tai Mai*, 30 Dec. 1941.

26) 『中原報』1942年2月5日、2月26日。

は旅泰全体華僑大会の名に値するものであった。明けて1月2日には中華総商会と六属会館連名にて汪精衛南京国民政府主席宛に通電を発した。(但し、短波放送にて読み上げ)その内容はアングロサクソンの抑圧からアジアを解放しようとする日本帝国政府にタイ政府は賛同し同盟を結んだ。入タイした日本軍は「軍紀嚴明秋毫無犯」であり華僑はこれに感謝して大会を開き東亜新秩序建設のため日本と協力するというタイ政府の政策擁護を決議した。救国に長期的視野を有する閣下が夙に日本政府と協力し、これによって多数の国民に安全を与えたことは敬服すべきことである。故に華僑全体から支持されることは疑いないというものであった。また蒋介石重慶政府元首宛にも通電を発し中日の和平と共にアングロサクソン勢力を東亜から駆逐し新秩序を建設することを訴えた。²⁷⁾2月18日のシンガポールへの日本軍の正式入城日に中華総商会は華僑に中日泰三国旗を掲げ慶祝することを求め、かつ中国旗とは南京国民政府国旗であると注釈を付しているが²⁸⁾日タイ同盟の成立とともにタイ華僑には公然面では南京政府支持以外の道はなくなつたのである。

このような日タイ間の一一致した協力が実現すると既に開戦前よりタイ政府に対し恭順となっていた華僑指導者は日タイの共通目標となった東亜新秩序の建設に否応なしに支持表明した。日本はタイ政府の全面的協力を得てタイ華僑工作の一大目標であった指導的華僑団体の協力を、それがたとえ表面的なものであつたとしても、比較的容易に獲得したのである。また、当時タイ政府から出版を認められていた唯一の華字紙であり日本が重慶系と目していた『中原報』の紙面刷新についても容易に実現した。同紙は抗日運動の一中心であった潮州会館派グループの指導者(蟻光炎、陳景川、廖公圃、余子亮ら)によって1939年初めに創刊されたものであるが、日本軍のバンコク入りとともに関係者は身を隠し同紙は停刊した。日本大使館は弁護士を通じて身を隠した余子亮と連絡をとり²⁹⁾、また蟻光炎の後継者蟻美厚の協力も得て³⁰⁾同社を買収した。日本側は陳景川潮州会館主席や華僑社会に最も親しみが利く頼渠岱に圧力を加えて身を隠していた同紙の記者や職員の復職を説得させた。³¹⁾日本側は中華総商会主席張蘭臣を同報社長(1942年5月末まで)に据え、大使館から藤島健一を派遣して編集経営させた。再刊された『中原報』は1942年1月19日号からタイ国立図書館に保存されている。再刊されたのもこの頃と考えられる。日本はタイ政府が許可していた唯一の華字紙を掌中にて対華僑向けの世論指導が可能となつた。

日本側の華僑工作に対して華僑からの目立った抵抗は生じず日本軍憲兵隊(当初は林部隊〔第15軍〕憲兵隊、その後42年3月半ば以降は南方軍所属の憲兵隊としてタイ全国をカヴァー)による華僑逮捕弾圧も限られていた。1942年1月17日日本憲兵隊、泰国憲兵隊、泰国警察隊の3者間に「日泰警務連絡會議ニ関スル規約」が結ばれ「日泰同盟ノ趣旨ニ基キ日本軍ト泰国間ノ共通利益ノ為…相互ニ連絡協調シ有機一体的成果ノ發揚ヲ圖ル」として「日本軍ト泰国法權ニ服スル者(敵性国人ニ関スル者ヲ除ク)トニ関スル警務ニ就キテハ日本憲兵隊ト泰国憲兵ヲ經由シタル泰国警察機關ト

27) *Prachachat*, 5 Jan. 1942.

28) 『中原報』1942年2月18日。

29) 藤島健一「激動する戦争の裏面なし(我が回顧録)」バンコク、国際印刷 1977年 126-127ページ。

30) 稲嶺一郎「稻嶺一郎回想録、世界を舞台に」沖縄タイムス 1988年 189-191ページ。蟻美厚(戦後舟橋として全国僑聯副主席など歴任)は1939年11月に暗殺された抗日運動の指導者蟻光炎中華総商会主席の後継者であり、日本軍入タイ直後から一ヶ月間ほど日本憲兵の追跡を逃るために満鉄バンコク事務所長稻嶺一郎に自ら保護を求めて同所長邸に身を隠した。

31) 林僧「四十年底事今朝鮮-忍辱負重稿『偽報』！」新中原報『從中原報到新中原報1938-1988』1988年 5ページ。

ノ間ニ於テ連絡ノ上処理ス」と定めた。更に1942年10月7日に日本憲兵隊長とタイ軍の日泰政府連絡所（日タイ両軍の連絡を担当するタイ側機関）との間にタイ人や華僑の窃盗であれ、諜報活動であれ捜査逮捕は日泰合同で実施することが再確認された。³²⁾日本の憲兵活動はタイ側と協力して実施することが原則とされ、日本軍人とタイ人や華僑との間に生じた事件は交通事故、酔っぱらい、無賃乗車、暴行拷問など項目別に分類され一件毎に概要を記したConcise report of the joint Thai-Japanese military policeと称する戦争中の全期間をカバーする膨大な資料が残されている。³³⁾日本憲兵による重慶派華僑（但し国籍はタイのケースも多い）や反日インド人などの逮捕を日タイ間の合意を無視して日本側が単独に行った場合タイ側はその度毎に抗議した。³⁴⁾これらの諜者逮捕および日本軍物資窃盜者逮捕についても詳しい記録が残されている。たとえば1942年末にタイ外務省が日本大使館にタイ人・華僑に対する日本憲兵隊の拷問を抗議するために準備したリストによれば、バンコクで日本憲兵隊が拷問を加えたと考えられるケースは22件、地方で26件である。このうちバンコクの22件についてみると逮捕にタイ側も加わったものは8件、残りは日本憲兵が単独に逮捕しており、逮捕容疑は重慶スパイが6件（中国籍14人、タイ籍1人）、石油などの日本軍物資窃盜11件（中国籍5人、タイ籍27人）、傷害1件（中国籍7人、タイ籍2人）不明4件（中国籍4人、タイ籍2人）である。³⁵⁾この内重慶スパイ逮捕については重慶政府の戴笠将軍を長とする侍従室から送り込まれた諜報組織、泰国工作組のメンバー逮捕に関連したものが大半である。この機関は元中国国民党邊羅総支部長蕭佛成の息子蕭松琴を長としその妻周秀蘭や藍東海が幹部であった。蕭松琴は1941年10月10日にはタイから重慶に向けて出発していたようであるが³⁶⁾、一方、藍東海らは1941年11月にシンガポールを経て入タイした。この組織は無線発信から日本憲兵隊の知るところとなり、1942年9月28日に一斉手入れが行われた。その数日後には憲兵隊は蕭松琴の息子、サーニティ・シーブンルアンも逮捕した。しかし、周秀蘭や藍東海らは逮捕を逃れた。³⁷⁾日本側はこの時捕らえた重慶側中尉の通信員を逆スパイとして利用し1945年3月頃まで重慶からの情報を入手したと言う。³⁸⁾

重慶政府の対タイ工作機関としてはこの他に国民党中央委員会が1942年に任命した海外部邊羅特派員（邢森洲中将）の機関が重慶に存在する。³⁹⁾更に軍の機関として軍事委員会邊羅軍事専員公署（卓獻書専員）が1943年始めまでには作られ雲南省の車里（景洪）に総部が置かれた。連合国側がタイ国を中国戦区内に置いたため同署が設立されたもので、同署は自由タイメンバーのタイ潜入を助け、またタイ内に敵後工

32) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:11/20. WW 2/2:2/5.

33) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:4/4.

34) たとえば1942年12月15日朝60人の日本憲兵隊はインド独立連盟中の反日派インド人10人（シワーム、ラーマチャン、アマーラシン等）を諜報関係者として単独逮捕している。（タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:2/6.）

35) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:11/20, WW 2/2:2/5.

36) 『泰華商報』1945年11月19日。

37) 藍東海氏インタビュー（1992年7月9日）。なお、この逮捕については中村明人「ほとけの司令官、駐タイ回想録」日本週報社 1958年 119-120ページに記述がある。同書のタイ語訳本（1991年刊、村嶋訳）を読んだ藍東海氏は『世界日報』（バンコク）1992年8月26日に逮捕時の回想を掲載した。サーニティの逮捕についてはN A T, (2) SoRo.0201.98.1/1.

38) 中村明人「ほとけの司令官、駐タイ回想録」の記述をタイ側史料N A T, Boko Sungsut 2.7.4/86に照らして修正した。

39) 『中原報』1946年1月8日、『泰華商報』1945年10月8日。

作員を送り込んだ。⁴⁰⁾

前述の数字から見て日本側の華僑逮捕数は極めて限られたものであることがわかる。戦後の報道によても戦中の日本憲兵隊による抗日華僑検挙数は300人に過ぎない。⁴¹⁾なお、タイ華僑間では五君子被捕事件と称される陳景川潮州会館主席、廖公圃などの著名華僑指導者がタイ人ジャーナリストらと共にタイ警察に1942年1月17日に逮捕され多くが終身刑を受けた事件が有名であり、日本軍による華僑弾圧事件であるとの理解もみられる。例えば、戦後恩赦により出獄した5人に対し1946年2月14日に潮州会館は慰労出獄会員聯歡大会を催したが、その際『中原報』は「因秘密主持抗日救國工作而遭日寇虜鏹披汶政府拘捕入獄、這一事件…為暹羅華僑抗日救國史写下最光輝的一頁」⁴²⁾と記している。しかし、タイ側政府資料を見るとこの逮捕には日本側は全く関与していないことが明白である。⁴³⁾また、当時日本側は陳景川らを利用中でもあった。タイ人の間ではタイ・イッサラ（泰自由団）事件と称されるこの事件は反ピブーン勢力弾圧という国内政治上の必要から生じたものと考えられる。なお、この時の逮捕を逃れて地下に潜行した『中原報』元編集長李其雄はタイ警察から内乱罪の容疑で懸賞金付で手配された。⁴⁴⁾戦後李其雄と周秀蘭は漢奸追及の中心人物となっている。⁴⁵⁾

華僑の表だった抵抗も受けず初期の華僑対策に成功した日本は丁度改選時期であった中華総商会執行部の選出において、重慶政府の国民参政会参政員の要職にありタイ華僑指導者の中で蒋介石派の代表であった陳守明元中華総商会主席が再び主席に復職することを希望した。陳守明は1942年3月10日、新執行委員の互選により主席に選出されたが、就任を固辞した。しかし、執行委員の慰留の結果最終的には受諾した。⁴⁶⁾陳守明は終戦時に暗殺された。暗殺犯人は今日まで解明されていないが、共産党が漢奸として暗殺したとの説が華僑間に広く流布している。陳守明の葬儀が行われた際記念出版された書物では中華総商会主席就任について次のように記している。即ち、「タイ華僑商人の協力を得ることの重要性を考慮した日本軍は、陳守明は華僑商人たちと話をつけることができる人物と見た。当時は丁度中華総商会の改選期に当たっていた。日本軍は陳守明を主席に復職させようと努め、陳守明は色々理由を挙げて断つた。遂に日本軍代表はもし陳が主席を受けぬなら日本はタイ華僑を対日非協力とみなしうまく対応すると言った。そうなれば華僑への悪影響は多大である。やむを得ず華僑全体の利益のため意に反して陳守明は主席を引き受けた。」⁴⁷⁾

40) 泰国黄埔校友会編輯委員会『鉄血雄風、泰国華僑抗日実録』 盤谷、泰国留華同学会 1991年には多数の暹羅軍事専員公署勤務経験者が回想を寄せているが、年月日は曖昧である。

41) 1945年10月9日、17日には国民党の抗日指導者周秀蘭女士に率いられて華僑が憲兵及び関係者800人を首実検した。華僑を虐待したという計11名がその場で指摘された。（『中原報』1945年10月10日、10月16日、10月18日。）

42) 『中原報』1946年2月15日。

43) N A T, Boko Sungsut 2.7.2/2,2.10/10. またアメリカが解読した1942年6月11日の在タイ日本大使発外務大臣宛の第1173号電報からも日本側はこの逮捕の理由を全く知らないことが判明する。（米国国立公文書館 S R D J Box 28 23868ページ）また本稿で記しているように陳景川も日本の要求に応じて対日協力をしており、戦後漢奸处罚問題で華僑社会で激論が行われた際に対日非協力派の代表とみられた陳景川の例が採り上げられ、彼でさえ「陳景川先生就是當時潮州会館主席亦曾于日軍占拠暹羅後之某日、首次向本政府及南京偽府通電者」（『泰華商報』1945年10月12日）なので全くの潔白とは言えないであり華僑指導者中に非の打ち所のない人を探すことは困難であると議論されている。

44) Prachachat, 12 April 1942.

45) たとえば兩人は華僑の中心組織である六属会館を「日本傀儡的偽組織」と批判した。（『全民報』1945年10月17日）なお、終戦時に戦中の華僑指導者たちが逃げ隠れした様は日本軍のタイ侵攻時より百倍もひどいと評されている。（『泰華商報』1945年10月12日）

46) 『中原報』1942年3月24日、4月4日。

47) 『陳守明葬式本』（タイ語）バンコク、1954年。

タイを圧倒する日本の力を前にして、従来からタイ政府に弾圧してきた華僑はむしろ日本に依存してタイ政府の弾圧を避けようとする傾向さえ見られた。1942年3月20日付けでウイティット副外相とワンワイヤコーン外務顧問がピブーン首相に提出した中国問題に関する文書では華僑が日本の威を借りる危険を指摘している。⁴⁸⁾ 1942年4月28日付けでタイ外務省のウイスート・アッタユック東洋政治局長が日泰政府連絡所のピシットディサポン・ディサクン（ダムロン親王の子、以下ピシット）中佐との会見録として外務大臣宛に提出した文書ではピシットの言として「日本のやり方はタイの頭を踏みつけながら華僑の機嫌を取ろうとするものである。即ち華僑にタイ側は華僑に敵対していることを見せて日本に頼って来させようとしている。聞くところによれば、中華総商会主席は日本にこれ以上ないほど媚びており、一方タイ側に対しては頼りにしようとする素振りは一切見せないという。我々タイが華僑に対し特に悪意をもっているわけではないことを理解させるため中華総商会主席と親しく連絡を保つべきだ。」⁴⁹⁾と報告し、彼も同見解であること付け加えている。同じく1942年4月27日付けでバンコク知事から内務大臣に提出された報告書は、華僑の多いサンパンタウォン郡長から知事への報告の一部に政府が日本の要求でバーツを円と等価にするため切り下げ（4月21日実施）て以来華僑商人はタイ政府は日本政府の支配下にある、今後は日本に頼らねばならないと言い触らしタイ政府の公務を軽視する態度を見せている⁵⁰⁾という内容があつたことを記している。

開戦初期においては日本が東南アジアを制圧したのみでなく、欧州においても枢軸勢力が優勢だったので、日本の東南アジアにおける優位は当分続くものとタイ指導者は考えた。この時点における彼等の戦略目標は日本のタイ国内への勢力増大は防止しつつ、日本の勢力増大に便乗してタイの領土的拡大や国境を越えた文化的影響力増大を図り、タイを東南アジアにおける中心国家とすることであった。この様な考えはピブーン首相やウイティット副外相（6月19日に外相に昇格）の次のような発言に見ることができる。たとえば、1942年5月日本側が文化協定を提案したとき、ウイチットは文化協定が単に日タイ関係のみにとどまらず、タイを「南アジアの文化的中心」にする内容を含むことを逆提案したし⁵¹⁾ピブーンは泰緬鉄道の建設に関し1942年6月11日に「日本が建設するのも宜しい。我々は日本軍の後からついて文化を広めよう。同盟者としての協力だ。」と記している。⁵²⁾また、1942年7月31日付けで日本の農学者がバンコク近郊の農事試験場を視察したとの報告をうけた際ピブーンは「日本は農業その他をタイから学びたいようだ、…我々は（各種栽培、牧畜等—引用者）リードして大至急に全アジア人の学校とならねばならない」と記している。⁵³⁾

このような考えに立つピブーンが日タイ同盟条約で約された領土拡大のためにタイ軍の外征を希望したことは当然であった。日本側は最終的にはピブーン政権を支えるために彼の外征の希望を容れたが、簡単に許可したわけではなかった。日本軍の力の前にタイは屈服したのみと考える南方総軍は、開戦時における日本軍への武力抵抗への謝罪を要求し⁵⁴⁾、また、日本政府もタイの南京政府承認を見返りとして求めた。

48) NAT, (2) SoRo.0201.77/2.

49) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:2/2.

50) NAT, Boko Sungsut 1/143.

51) NAT, WW. 2/2:4/1.

52) NAT, Boko Sungsut 2.4.1.2/1.

53) NAT, (2) SoRo.0201.98/9.

54) 防衛庁防衛研究所図書館蔵、荒尾興功『南方総軍の統帥（進攻作戦期）』。

1942年5月5日に「日泰両軍協同作戦ニ関スル追加協定」が成立した後、タイ外征軍はサルウイン河東部のシャン州へ向けて国境線を越えた。外征軍はシャン州から重慶軍を逐いその占領に成功するが、日本側はその領土の帰属について、「泰に対する失地回復は明言を避け泰の対日協力程度の如何によるものと指導し言質を与へざる様留意を望む」(1942年6月30日付け「岡部隊〔南方総軍〕総参謀長に対する陸軍大臣指示の要旨」⁵⁵⁾) という方針であった。日本の東南アジアにおける勢力拡大に便乗しようとしたタイの期待を勝者日本は顧みなかった。

II. 日タイ関係の冷却化と華僑

日タイ関係は1942年半ば以降急速に冷却化する。1942年8月4日坪上大使発東郷外務大臣宛第1657号電報で坪上大使は「忌憚ナキ所現在真ノ親日派ト認ムルモノハ皆無ニシテ殊ニ少壮官吏ノ間ニハ対日依存政策ニ反対スルモノ多ク反日空氣漸次昂マリツツアル実状ナリ」と報告し、その原因としてタイ主要要人の見解を(1)日本商社が軍の力を背景として行う経済侵略、(2)日本軍がタイ国法令を無視しタイ国官民を侮辱すること、(3)日本のタイ政府の国内施策への容喙、(4)在タイ敵性資産を日本がタイに引き渡さぬこと、(5)タイ国を日本の占領地もしくは植民地の如く取り扱うこと、を挙げている。⁵⁶⁾ここではタイ側資料を挙げて詳細に論じるスペースはないが、ここに列挙された対日不満の原因はタイ側一次史料と一致している。また、同盟条約で日本が約し、更にタイ外征軍がシャン州に進撃したにも拘わらず、日本側が領土の帰属問題を持ち出さなかったこともピブーンの不満を加速したであろう。

ピブーンが日本によりタイが損失を被ることを防ぐため各省庁局に对外関係委員会を設置させ、管轄分野において外国人（即ち日本人）が「参入競争、妨害、一方的利得をなし或いは（タイに）損失を与える可能性のあることを検討し、防止方法を講じる」ため定期的に会合を開き、その結果を首相へ報告するように命じたのは1942年5月13日である。⁵⁷⁾しかし1942年中はピブーンは日本の圧倒的力を前に日タイ関係を決意的に悪化させる愚は避けようと努めている。

見返り無き日本的一方的タイ収奪とタイ側に目されたこの時期における日、タイ、華僑関係を象徴する事例として1943年1月の北タイ6県の禁区指定を見てみよう。この禁区指定ではピブーンの当初の意図は「外国人」というカテゴリーを用いて華僑も日本人も両者諸共排除することであった。

1943年1月14日北タイおよび外征軍占領地を視察中のピブーンはバンコクにいる自分の右腕的アドゥン警察局長にラムパーン、チェンマイ、チェンラーイ、プレー、ラムブーン、ウットラディットの6県から外国人は一月末までに退去するように命令を出すことを命じた。⁵⁸⁾アドゥンは国家防衛準備授権法（1941年12月6日公布）に基づき外国人は20日以内に6県から退去すべしとの命令を1943年1月20日付けにて公布した。⁵⁹⁾同法の適用はバーンボーン事件（1942年12月18日発生）を契機に前年の12月28日に公布されたカーンチャナブリー県及びラーチャブリー県バーンボーン郡からの華僑退去令（対象華僑7000人、理由は華僑が「タイ人は日本に悪意を持っている」といった流言を流し日泰の中を裂こうとするから⁶⁰⁾）に次ぐものであった。北タ

55) 防衛庁防衛研究所図書館蔵、「占領地行政関係」。

56) 外交史料館外務省記録「館長符号來電級」。

57) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/1:21/1.

58) NAT, Boko Sungsut 1/303.

59) NAT, Boko Sungsut 1/309.

60) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:2/5.

イ6県から退去しなければならぬ華僑は数万に達し、日本人はせいぜい数十人であった。北タイでも華僑が精米所、製材所の多くを経営しており彼等を退去させれば稻作農民や消費者さらに北タイに駐屯する外征軍にも大きな不便支障をもたらすことになる。ピブーンはバンコクで1月27日緊急関係閣僚会議を開かせタイ米穀会社が華僑の精米業者に取って代わるという方針を決めさせた。⁶¹⁾

1943年2月7日シャン州からチェンマイに戻ったピブーンは外国人退去令にも拘わらず未だ日本人が居残っている現実を見てバンコクのアドゥンに「日本人がいまだ退去していない。外務省を通じて駐タイ日本大使に他の国民と同様に退去命令に従うように話しをしてくれ。従わなければ日本はタイの法律を遵守しないこととなり、タイの主権を尊重していないと一般人から見られることとなる。…他の外国人が退去した後日本人は大金を持ち込んで大商いをやっていると聞く。こんなことでは華僑、インド人を残して日本人と競争させた方がいい。チェンマイ知事に日本人を追放するか、日本がなお抵抗するなら華僑印僑に競争させるようにせよと命じよ。他県では問題ない」⁶²⁾と訓電し、重ねて2月10日には「内務大臣・外務大臣宛、現在北タイの諸県から外国人を退去させたが、日本人は従わない。駐タイ日本大使館に他の外国人と同様に日本人も退去するように求めよ。もし例外を認めるにせよ最小限にすること。」⁶³⁾と命じている。ピブーンは華僑と日本商人を共にタイの利益を害する存在とみて、熱心に日本人の排斥に努めたのである。

ピブーンは1943年1月22日に外征軍の占領地の呼称をイギリス時代の「大泰連邦(Federated Shan States)」から「旧タイ連邦(原始泰連邦)」に変更する最高司令部布告を出し⁶⁴⁾更に翌23日には1万5千人の徴用タイ人からなるシャン州内の道路建設師団の創立を命じ、道路局には他の国内の道路建設は一切中止して機材を4ヵ月ほどシャン州の道路建設にまわすように命じた。本建設着手を前年9月17日にピブーンは命じていたが、進行しておらず自ら現地で督励したものであった。ピブーンはこの道路建設にタイの存亡が懸かっているとまで言って建設を重視し、乾期中に完成しない場合は建設責任者は軍法会議にかけ罰するとして早期完成を厳命した。⁶⁵⁾一連のピブーンの行動は日本側がタイの領土回復に何等積極的な動きをみせぬことに業を煮やしてシャンの領有と統治經營の意図を明確にしたとみることができる。ピブーンが領土獲得に高い重要性をおいていたことは、1943年4月8日付けでパイロート宣伝局長がビルマに送った諜者の報告としてビルマが日本にシャンをビルマに帰属させるように求めている旨をピブーンに伝えた際、ピブーンが「判った。外務省にも知らせておくこと。(シャンをビルマが欲しいなら)南部と取り替えてでも(領土は)貰う」⁶⁶⁾と記していることからも窺える。

この時期におけるピブーンの華僑迫害のなかで北タイからの追放令と共に著しいものは泰緬鉄道建設への華僑労働力の半ば強制的提供である。

1943年3月2日日本陸軍武官は泰陸武第三七号にて「日本陸軍ハ泰緬連接鉄道建設促進ノ為至急左記ノ通り人員器材ヲ整備致シ度ニツキ之ガ徵集方ニ付便宜供与相煩

61) NAT, Boko Sungsut 1/339.341.

62) NAT, Boko Sungsut 1.16/84.

63) NAT, (2) SoRo. 0201.76/14.

64) NAT, Boko Sungsut 1/332.

65) NAT, Boko Sungsut 1/330.331.335.345.,1.7/14.

66) NAT, (2) SoRo. 0201.98.1/10.

ハシ度」として総数1万3000人の苦力（内、土掘り土工は1万1350人）及び苦力が工事に使用する器材を日泰政府連絡所長に求めた。この後タイ軍の担当者は日本の武官補から詳細を聴取し、内務省福祉局にタイ人苦力の募集を依頼した。担当者の計画ではタイ人苦力を主とし不足分を華僑で補うというものであった。前年12月28日に泰緬鉄道建設地域のカーンチャナブリー県には華僑退去令が施行されており、この地に華僑苦力を入れるにしてもそれは例外的な措置であると担当者は考えていたようである。ところが、この計画がピープーンに報告されると3月24日に彼は「華僑や外国人を使った方がよい、タイ人は行かせるべきではない。」と華僑の強制徴用を指示したのである。⁶⁷⁾彼は3月25日に強制徴用を担当する内務大臣及び国防大臣に「既にカーンチャナブリー、ラーチャブリー、ペッブリー県の人民多数を強制徴用して軍事鉄道建設に従事させたため、同地のタイ人民の生業に大きな支障を生じている。思うに華僑はタイ人と苦楽を共にし、タイ人同様に長らく安居してきた。このような非常時には華僑にいくらかでも協力を求めるのは至当なことである。故に軍事鉄道建設のために十分なだけの華僑を強制徴用する方策を講ぜよ」と命じた。⁶⁸⁾このようにピープーンはタイ人を除いて華僑だけを行政機構を通じて強制徴用し日本側に提供しようとしたのである。3月31日再び日タイ両軍の事務レヴェル会議が開かれた。華僑を強制徴用することにしたというタイ側に対し日本側は華僑だけでなくタイ人もできるだけ多数欲しいと希望し、また華僑を行政機構により強制徴用することにも賛成しなかった。日本側はできるだけ速く多数の労働者を欲しておりタイのお役所仕事で遅滞することを恐れたのである。日本ははやく労働者を集めるためにタイ側が中華総商会に自発的協力を求めるよう提案した。タイ側は公権力で華僑を強制徴用すれば済むものを日本側がどうして中華総商会を持ち出すのか訝ったし、また、タイ政府は民間の総商会を強制する権限は有しないのでもし協力を要請して断られるようなことがあれば、以後華僑に対する統治が困難となることも心配した。タイ側は日本が直接総商会と話せばよいではないかと勧めたが、日本側はタイ政府が間に入ること強く求めた。日本側がタイ政府の仲介にこだわった理由は日本側憲兵が事前に総商会に協力を打診した際、総商会からタイの法律下にあるのでタイ政府の命令がなければ協力できないという返答を得ていたからであった。日本と総商会の裏交渉を知らぬタイ側事務官は総商会に要請することを峻拒した。⁶⁹⁾たとえ、日本と総商会の事前交渉を知っても華僑の強制徴用をピープーン国軍最高司令官が内務、国防両省に既に命じているので、事務職

67) NAT, Boko Sungsut 2.4.1.2/12.

68) NAT, Boko Sungsut 1.1/121. タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/1:21/15.

69) NAT, Boko Sungsut 2.4.1.2/12. 尚、吉川利治『泰緬鉄道』同文館 1994年はタイ一次資料を利用した労作であるが、惜しむべきことには問題点をいくつか抱えているように思われる。本稿と直接関連する同書196から212ページまでの「タイの華僑労働者」等の項についてみると、198-199ページの華僑苦力使用についての記述は、華僑労働力使用の政策決定において華僑の強制徴用を独裁者ピープーン国軍最高司令官が命令したこと及びこれを取り消したことについて言及していない。その結果同書の記述では一度は総商会を使うことを拒んだ担当事務官がその後何故態度を変更したのかよく理解できない。又、この点を念頭におけば総商会を使用を頑なに拒んだタイ側担当者に「独立国家タイの矜持」(199ページ)を感じるのは疑問である。同書201ページの記述は全面的に事實とは異っている。この誤りはタイ史料の日時を逆転して理解したためである。202-203ページは妥結したという雇用条件を引用しているがこれは中華総商会が改善を希望して提出した条件であり妥結したものとは異なる。因みに実際の募集に用いた『代雇工人要項』では工資(日給)は次のように記しているのである。即ち、「(甲) 每日發給三銖(火食在内) 惟工作懶惰者扣減勤勉者増加、(乙) 管轄二五人工頭毎日發給三銖五十士丁、(丙) 管轄百人工頭毎日發給四銖、(附註) 工頭係負責管轄工人之責不必工作」(『中原報』1943年4月21日)。206ページの記

員の変更できることでもなかったが。

ところがピブーンの華僑強制徴用の命令を受けて開かれた4月3日の内務省の関係県知事等の会議で、強制徴用よりも総商会に華僑苦力集めが可能かどうかを打診した方がよいというアドゥン警察局長の意見を首都警視総監のプラ・ピニットチヨンカディー（中国名、陳玉成）が披露した。アドゥンはピブーンの右腕的最有力者である。会議はナコンパトム、スパンブリー、ラーチャブリーの3県では各県500人を目標に県知事の責任で華僑土工を徴用すること、残り9850人はバンコク、トンブリー両県から集めるが両県知事と首都警視総監の管理の下に中華総商会に募集させることを決めた。本件に関し総商会との連絡責任者に任じられたプラ・ピニット首都警視総監は両県知事とともに同日、陳守明中華総商会主席と会見し華僑労働者募集に協力を依頼したところ、全力で協力するとの返答を得た。この会見で陳守明はタイ政府が雇用条件について日本軍と交渉することを求めた。そのために日タイ両軍事務レヴェルの打ち合わせが4月5日午後開かれた。3月末の会議では総商会との接触を峻拒したばかりのタイ側の事務官が、この打ち合わせでは、強制徴用によらず総商会を通じて徴募するという日本の要望なので中華総商会に協力を打診したところ雇用に協力するという回答を得た、については雇用条件の詳細について協議したいと切り出してきた。ここで雇用条件がひとまず決定された。同夜日本大使館は中華総商会の幹部、陳守明、雲竹亭、鄭寄雲、張蘭臣らを招いた。⁷⁰⁾内務省から報告を受けたピブーンは4月6日「先ず普通の雇用ということで話をし、強制徴用はその後でよい」と命令変更を追認した。⁷¹⁾中華総商会では張蘭臣を代雇工人委員会の主任に任じタイ側を通じて日本軍との間に条件の改善を交渉し、4月11日に一応合意に達した。4月14日の『中原報』は「泰政府因需要大批工人故於最近委托中華総商会代為招雇、中華総商会於接獲通知後、即毅然接受弁理」として4月12日から同会の代雇工人委員会が工人募集の事務を開始し14日の正午までに1080人の応募者があったと報じている。⁷²⁾総商会は4月17日に第一陣の467名の労働者をバンコクから送り出し5月26日までに合計1万1577人の土工を日本軍に提供した。中華総商会は首都圏外の3県1500人の土工についても同会の監督保護下に置くことを求め4月21日内務省も承認している。⁷³⁾中華総商会の土工集めが目標を達成できた理由としては当初は相場を遥かに越えた破格の日給に惹かれて工人を抱えている人足請負業者（二盤工頭）が多数集まってきたこと、バンコクでは代雇工人委員会弁事処が各属会館、各行業公会にも募集を割り当てたこ

述にも問題がある。特に重大と思われる問題部分は207から212ページにわたる6ページである。ここでは1943年7～8月の「タイ人労務者」募集と「華僑労務者の追加募集」とを全く別個のものとして、即ち、2種類の募集が行われたとしてそれぞれ第26表、第27表にその人数を挙げて説明している。しかし同書の用いている史料に拠ってもこの期間の募集は1種類しか行われていないのである。第26表は日本陸軍武官が受領した総数としてタイ側日泰同盟連絡事務局長に9月16日に提出したもの、第27表にいう「予定数」なるものは実はタイの内務次官が各県からの報告を基礎に日本側に引き渡した総数として9月9日に日泰同盟連絡事務局長に提出したものである。当然両者の数は一致すべきものであるが、その間に500人ほどの乖離があったため、日泰同盟事務局長は内務次官にその理由を問い合わせた。これに対し、11月9日付けにて内務次官が回答した訂正が第27表に言う「実数」なのである。それでも日本側の総数との間には129人の誤差は残ったことになる。同書はタイ人と華僑の労働者募集は別個に実施されたと史料を誤解しているように思われる。

70) NAT, Boko Sungsut 2.4.1.2/12.

71) NAT, Boko Sungsut 1.1/121.

72) 『中原報』1943年4月14日。

73) NAT, Boko Sungsut 2.4.1.2/12.

と、更に北タイや南タイでも募集を行ったことなどを挙げることができよう。そのために要した20万バーツ程度の経費も中華総商会は募捐組を組織し華僑からの募金で賄った。⁷⁴⁾総商会は自発的な応募者を集めることを建て前としていたが、半ば強制な募集も行った。たとえば1943年5月5日の南タイのヤラー県の対外関係委員会の会議では総商会の県内での強制募集を問題としている。⁷⁵⁾意に反しての応募者を別としても、労働現場の予想以上の劣悪な生活環境に直面した労働者からも到着直後より逃亡者が現れた。

6月9日には日本側は更に2万3000人（後に1万3000人に変更）の労働者の供給をタイ政府に求め、タイ政府は再度首都警視総監を通じて総商会に協力を求めた。総商会は地方県には代表がないので内務省が地方県の知事に命じて華僑商人代表を協議のため上京させるよう求めた。結局地方22県でその地の華僑商人代表が内務省と協力して工人集めを行い、バンコク、トンブリーでは総商会が担当した。7月15日から8月31日までに日本軍が受領した人数は1万2968人（タイ側最終数字では1万3097人、内バンコク、トンブリーは5320人）であった。このうち建設現場まで到達した者は43パーセントで残りは中途で逃亡した。⁷⁶⁾

第2次募集においても募集を総商会に直接担当させた首都は勿論、地方県でもタイ人ではなく華僑の募集に力点が置かれた。その意図を募集を割り当てられたチャチヨンサオの副県知事は1943年7月30日の同県対外関係委員会で県の幹部職員に次のように説明している。即ち、「華僑労働者集めはタイ人には苦労をさせないという政策の一部である。今回の戦争では我々タイ人は独立を維持するために国境の守りにつき疲労困憊している。ところが外国人は銃後で安樂に暮らしかつ商売で我々を搾取しているからである。但し、もし華僑集めの意図をたずねられたら別の考え方をして華僑の心にわだかまりを生じさせることは避けるべきである。…タイ人労働者も加えることができるが、タイ人の場合は自発的応募であることを間違いなく確かめること、…」と。⁷⁷⁾

総商会は今回の募集を「第二次代行招募労工」として第一次同様の体制で協力した。⁷⁸⁾総商会の協力について日タイ同盟事務局のピシット中佐は1943年7月28日のタイ側宣伝委員会会議で「(タイと日本の間に立って) 華僑は困難な立場にあり、不満も感じていよう。…労働者集めを総商会に依頼したが、このことでは華僑間での強制、日本による華僑強制、日本の華僑おだてが生じている。華僑間の強制とは総商会の労働者集めの経費が嵩みそれを有名な華僑に押しつけることである。日本による華僑強制とはもし労働者集めに協力しないなら、日本は重慶派と決めつけることである。このことを華僑は極めて恐れている。日本による華僑おだてとは日本が管理している『中原報』が華僑の利益の代弁者として振る舞うことである。同報は華僑を親日にする目的を持っているので、華僑にもう一方、即ち、タイを嫌わせようと囁く傾向がある。」⁷⁹⁾と語っている。

泰緬鉄道建設では全ての華僑が一方的な被害者であったか否かは、華僑指導者の張

74) 『中原報』1943年4月21日、4月26日、4月29日、5月1日。

75) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/1:21/12.

76) N A T, Boko Sungsut 2.4.1.2/12.

77) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/1:21/13.

78) 『中原報』1943年8月4日。

79) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:2/10.

蘭臣の会社は鉄道建設用の砂利を日本軍に供給している事実⁸⁰⁾などが存在する所以必ずしも断言はできないが、タイ人は出さず極力華僑に限定して日本側の労働提供要求に応じようとしたこの時期のピブーン政府の華僑に対する悪意と、協力しなければ重慶派として処罰するという日本軍の間にあって華僑のおかれた立場は極めて困難であった。

ピブーンの華僑迫害に対する華僑の反応の一端は1943年8月26日付けで内務次官からピブーン国軍最高司令官に提出されたローエット県知事からの報告にみることができる。それは、43年6月24日のタイのナショナルデーに知事が県内の主だった華僑をパーティに招いたにも拘わらず彼等は「華僑は文化に欠ける」(当時ピブーンは新文化を強制中)とタイ人に馬鹿にされると言うことを口実にして一人を除けば誰も出席しなかった、しかし欠席の眞の理由は華僑はタイと日本を敵とみなしているからであり、華僑はタイ人への職業保留(後述)、華僑の退去令(禁区)、日本のための労働強制(泰緬鉄道苦力)に極めて強い不満を持っているという内容であった。⁸¹⁾

III. 悪化する日タイ関係と華僑

ピブーンはタイ防衛戦略の一環として首都移転構想を開戦以前からながらく有しており、開戦直前には北方への首都移転を試みたこと也有った。この構想は開戦後も継続し、1942年6月にはサラブリー、アユッタヤへの移転計画を定めた。しかし、この計画は実行されず、1943年に入って新たな構想の下に新計画が作られることとなった。1943年2月25日にピブーンは国軍最高司令部をバーンパインに移転するとして同地までの道路建設を命じた。⁸²⁾

1943年3月以降ピブーンの対日不満は一層強くなる。日タイ同盟が如何に形骸化していたかは次のような例から容易に見ることができる。たとえば1943年1月の日本の駐屯軍司令部の設置に対してピブーンは従来の日タイ両軍間のタイ側連絡機関である日泰政府連絡所を改組して新機構を1943年3月18日に発足させたが、この機構の命名に当たってピブーンは事務局案の「タイ日連絡局」名を退け「同盟連絡局」と改めた。その理由は「タイ日連絡局という名では日本が永久にタイに存在し続け、その日本のために設置するというように見える。これでは狭すぎる」(1943年3月8日)⁸³⁾ということであった。ピブーンはこのように敢えて日本の名を省きかつ新機構の任務を「戦時における日本軍及び同盟軍との連絡の唯一の機関」⁸⁴⁾と定めた。ピブーンは日本軍と同盟軍を並列している。しかも、ここで同盟と訳したタイ語Phanthamitは枢軸と敵対している連合国を意味する用語として当時一般に用いられていたものであった。ピブーンはこの命名を戦後彼の抗日の一例として挙げている。しかし、当時においてはピブーンは日本側に別説明をしたのは当然で、1943年3月25日付けの山田国太郎陸軍武官から日泰同盟連絡事務局長宛の泰陸武第六〇号は「貴翰一五五六/八六ヲ以テ貴國政府ハ從來ノ日泰政府連絡所ヲ閉鎖シ之ニ代リ更ニ強大ナル組織ノ下ニ

80) NAT, Boko Sungsut 2.4.1.2/7. 及びBoko Sungsut 2.9/8. これは戦中に於ける華僑指導者の対日協力による利得、戦争成金化を示す一例である。張蘭臣は戦後暗殺を恐れて長らく身を隠した。彼はその後中華總商会主席に返り咲き、台湾との主要窓口となっている。

81) NAT, Boko Sungsut 1.13/60. なお、ローイエットは重慶派の組織が存在する地域であるとの警察の1943年3月の報告が存在している。(タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/1:21/12.)

82) NAT, Boko Sungsut 1.7/20.

83) NAT, Boko Sungsut 1.1/98.

84) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:2/13.

日泰同盟連絡事務局ヲ設置シ日泰共同作戦ノ実施ヲ円滑敏速化ヲ計ル主旨ノ通牒ニ接シ日泰両國ノ為同慶ノ至リニ堪エズ⁸⁵⁾と記している。日本側はこの機関を「日泰同盟連絡事務局」と称し続け、1945年に浜田平武官が就任後「同盟国連絡事務局」と改めた。

日泰同盟形骸化のもう一つの例は1943年5月11日の会議における日泰同盟連絡事務局（日本軍側の呼称に依る）副局長ピシット中佐の発言に見ることができる。ディレーク駐日大使が外務省に「日本の大東亜省の官吏や新聞の一部は戦争の勝利のためにタイ国民が日本に真剣に協力しなければ、タイが独立と主権を維持できるか否かは疑問であると言っている」と報告してきたのに対してピブーン首相はタイはこれ以上できないほど日本に協力していると反発し、5月5日の閣議で日本における広報活動の強化の必要を議論したが、その結果この5月11日の会議が開かれたのである。外相を議長とする会議でピシットは「タイと日本の立場は大きく異なっている。彼等は我々に全く遠慮しないが我々は日本に遠慮している。最良の政策は中立だ。日本の方に与してしまうこともなければ、他方に与することもしない。これが政府の確固たる政策だと理解している。」と発言し東京にタイの広報官を送ることに反対した。⁸⁶⁾日本軍との連絡の実質上のタイ側責任者であるピシット中佐が日タイ同盟の原則と相容れないタイの政策は中立であるとの発言をしても参加した外務省や軍の高官たちも宣伝局長も何ら反論をしていない。

戦況は次第に日本不利であることが明らかとなり、1943年5月12日の閣議は外務省に戦況を検討させることを決定。1943年6月10日ピブーンは首都を北タイのペッチャブーンに移すことを決意した。⁸⁷⁾1943年6月になるとピブーンは文民に軍事訓練を与え抗敵組織を作ることを命じた。⁸⁸⁾

1943年1月に新設されたタイ駐屯軍司令部の中村明人司令官のもとで日本側は日泰関係の改善に努めて敵性資産問題を解決し、1942年12月18日に生じたバーンボーン事件についても43年5月15日に最終的解決を行った。それは同事件でタイ警察などに殺害された日本将兵6名への慰藉料としてタイ側が支払った金をそのまま日本軍進駐時のタイ側犠牲者家族慰藉のためタイ側に返還したものであった。⁸⁹⁾更にバンコクを訪問した東条首相はピブーン首相との1943年7月4日の会見において「帝国ノ『タイ』国ニ期待スル所ハ貴總理カ帝国ノ真意ヲ諒解シ『タイ』國民ノ戰意ヲ昂揚シ後顧ノ憂無ク戰時体制強化及共同戦争遂行ノ為必要ナル有ラユル方策ヲ此ノ際一段ト活発ニ實行セラレントナリトス」(What Japan expects from Thailand is that Your Excellency, understanding the true intention of Japan and assured of her full support, will vigorously execute all sorts of measures necessary for the heightening of the nation's fighting spirit, strengthening of the wartime structure and for the prosecution of the common war.)としてマライの4州、シャンの2州のタイ領土への編入を認める覚えを手交した。⁹⁰⁾領土獲得はピブーン首相の年来の希望であり彼を喜ばせたことは間違いないが、ピブーン首相の対日協力を引き出す手段としては過ぎに失していた。とりわけ1943年7月にイタリアにバドリオ政権が誕生し

85) NAT, Boko Sungsut 2/67.

86) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:2/4.

87) NAT, Boko Sungsut 1.9/1.

88) NAT, Boko Sungsut 1.16/94.

89) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:11/45.

90) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:17/1.

枢軸から離脱すると連合国側の優勢はタイの目にも明瞭となった。ピブーンはそれまでの華僑に対する過酷な政策を修正し、重慶政府との連絡を試み、一方日本に対する協力は日本の武力処理を招かぬ限り最低限度のものに限った。タイ政府と華僑の関係は好転し、一方両者の日本との関係はより対立的となった。

この時期のタイ政府と華僑との関係を示す事例は1943年10月11日の華字紙『泰華商報』の発刊である。同報は李一新（タイ名、アーリー・シーウィーラ）と多数の新聞を所有するプラヤー・プリーチャースートとの間で43年3月から準備されてきた。後者の息子は後にピブーンの長女と結婚している。ピブーン國軍最高司令官は戒厳令に基づき新聞発行検閲についての権限を有しており、新聞の監督責任者である宣伝局長を通じて『泰華商報』の発刊を許可した。⁹¹⁾ピブーンと同紙との関係はそれだけではなかった。ピブーンの腹心で対日諜報も担当していた宣伝局長バイロート・チャイヤナームが『泰華商報』を政府の政策に従って運営させるため李一新を送り込んだのであった。⁹²⁾

同紙はタイ人経営の華字紙の出版という形式であったが、編集したのは李一新、連吟嘯、夢熊の重慶派の新聞人であった。同紙は「抗日單位」として「偽中原報」の情報歪曲を許さず、華僑の愛国心を喚起することを目的としていた。⁹³⁾しかし、戦中の『泰華商報』を読むと日本や公式には日本と同盟を結んでいるタイ政府に対する追従記事や評論を少なからず掲載しており、1943年10月30日の日華同盟条約の成立においては同報は中華総商会、六属会館、中原報と共に汪精衛主席に「中日両国關係已因此條約之簽訂而益趨友好、大東亜新秩序之建設亦將益為促進、而我國且因此獲得完全獨立及自由、此乃我公為國為民努力奮鬥所致、僑等謹代表全体僑胞向我公致最高之敬意」といった電報も発している。⁹⁴⁾タイ人と手を結んだ華字紙の出版は蒙昧な華僑から漢奸であるとの誤解をうけないかと危惧したと連吟嘯は戦後回顧しているが、この発電参加はそのように理解されても何ら不思議ではないケースと言えよう。しかし、同時に連合国側の戦勝を思わせるトーンで記事を書き、かつ日タイ間の対立を暗示する評論を掲載したことは日本憲兵隊をいたく刺激した。李一新は10月14日、日本の憲兵の要請でタイ憲兵に身柄を拘束されたが、日本側に引き渡される前にタイ側の黙認により逃走した。⁹⁵⁾宣伝局長からこの事件の報告を受けたピブーンは1943年11月28日に「警察と相談して警察に我々の新聞社を警護させよ。諜報を防ぐという理由にして。そうすれば日本も手出しはできない。我々の主権を守るのだから。どのように処置したかを報告すること」（下線は引用者）⁹⁶⁾と命じている。日本側は『泰華商報』の記事を外交ルート、若しくは日本軍タイ軍の間で定期的に開かれていた宣伝担当者会議でしばしば問題とした。たとえば1944年4月5日坪上大使からディレーク外相に宛てた公文、外第三八号では「当地泰華商報創刊以來屢々常規ヲ逸シタル編輯振ハ荒唐無稽ノ写真掲載振等見受ケラレタルカ同紙三月二十八日付第一面チャーチル英首相ノ演説ニ閱スル同盟電ノ掲載振ハ『尚自信英國必獲得勝利』ナル見出シヲ特ニ大キク掲記シ…右ノ如キ利敵編輯振ニ閱シテハ同新聞社ニ重慶其他ノ反動分子カ潛入シ居

91) NAT, (2) SoRo. 0201.98.2/2.

92) NAT, Boko Sungsut 2.7.4/24.

93) 「泰華商報」1945年10月10日。

94) 「泰華商報」1943年11月2日。

95) NAT, Boko Sungsut 2.7.4/24.

96) NAT, (2) SoRo.0201.98.1/14.

ル結果トモ推察セラレサルニ非ス果シテ然リストレハ決戦下由々敷問題ト存シ候就テハ同紙ノスル利敵行為ニ対シ嚴重取締ヲ加ラレ度候」と抗議している。この抗議に対しタイ外務省は同紙には他意はないと言う宣伝局長の調査結果をそのまま日本大使に回答した。しかし、宣伝局長が内部の会議で述べたところによれば同紙の職員の八割は重慶派であった。⁹⁷⁾

また、ピブーンの華僑に対する態度変化をよく示すもう一つの例として華僑指導者に対する叙勲をあげることができる。1943年12月10日にタイ・ニヨム社の総支配人である伍竹林（タイ名、ジュリン・ラムサム）に、44年1月26日には陳守明中華総商会主席にそれぞれ3等王冠勲章が授けられた。⁹⁸⁾ 3等勲章は国内では中大佐クラス、文官では県知事、本省課長クラスのものであり、今日では多数の華僑に遙かに高位の勲章が授与されているが、当時としては画期的なことであった。「中原報」は陳守明への叙勲を「這次榮譽的恩獎在旅泰華僑史上為首開紀錄的光輝的第一頁、…而光榮則為全僑社的光榮」と評している。⁹⁹⁾

また、ピブーンは1943年10月15日にはワン親王に華僑を全てタイ国籍に一括して変更する方法がないか否かを諮詢している。¹⁰⁰⁾

1944年1月末ピブーンはシャン州の外征軍に雲南側の重慶軍（第93師団）との連絡を命じた。外征軍第3師団長のハーンソンクラーム少将は重慶軍の捕虜を送還して第93師団との連絡を試みた。2月には第3師団長の使者は中国側国境の町打洛（タイ名、チェンロー）にて第93師団代表と会見、両軍の停戦と情報交換を約した。3月半ばハーンソンクラーム少将はピブーン國軍最高司令官から重慶軍との間に對日協同作戦計画を交渉することを命じられた。彼は4月2日自ら打洛に赴き第93師団の呂師団長と会見した。この席で政治及び協同軍事作戦計画を議し、中国側にタイ空軍増強のため支援を求め、更に英米にも取り次ぐことをも求めた。呂師団長は交渉事項を全て蒋介石に直接報告することを約した。4月末に中国軍密使はタイ側代表団を重慶に送る準備をするように連絡してきた。ピブーンはアドゥンを団長に任じた。¹⁰¹⁾しかし、蒋介石からのタイ代表団重慶訪問受け入れの連絡はピブーン政権の退陣に至るまでなかった。

中国側一次史料にもピブーンの寝返り計画は記録されている。1944年6月9日発電の「遠征軍司令長官衛立煌自保山転報策動泰軍反正情形電」は第93師団長が遠征軍司令長官に送った報告を更に同司令長官が何総長に転報したものであるが、この電報にタイ側の書翰の要約が記されている。その書翰の内容は「(1)以前に貴國（重慶）に駆逐機200機の供与方をお願いした件につき、速に中央政府に取り次いで回答を頂きたい。又、将来の反攻を考えると連合国側は泰国境に飛行場を若干必要とするとのことですが、その場所と時間を指定して頂きたい、タイ軍は指定の飛行場を建設するとともに防衛もします。タイ陸軍は反攻の用に立つことをお約束します。(2)タイ国は早急に連合国に加入したい。タイ中双方の交渉の事実を英米に通知して頂きたい、双方の交渉に英米が代表を派遣して参加することを待ち望んでいます。…(3)バンコク、

97) タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:12/4.

98) N A T, (2) SoRo.0201.46.3/31.

99) N A T, (2) SoRo.0201.46.3/31.

99) 『中原報』 1944年1月27日。

100) N A T, (2) SoRo.0201.76/15.

101) 『ルアン・ハーンソンクラーム大將自伝』（タイ語）バンコク 1969年 122-127ページ。

ラムバーン、チェンマイの敵（日本）軍の駐屯地、軍事施設を記した地図を送ります。この地図に従って爆撃して下さい。…」¹⁰²⁾である。この書翰とハーン・メンクラームの戦後の回想とは殆ど一致していることが判る。尚、日本側はタイと重慶との内応を恐れタイの外征軍に連絡将校として貝沼研造大尉を1944年3月に送っている。同氏によれば大本営が重慶タイ軍間の電報を解読して南方総軍に連絡したので、総軍がタイ駐屯軍にタイ軍と重慶軍の間に内応がないか否かを調査するように命じた、それで同氏が派遣されたという。しかし、調査の結果では内応の証拠は掴めなかった。¹⁰³⁾

大東亜会議への自らの出席を拒否しワン親王を代理出席させたピブーン首相は11月後半に民族の名譽振興委員会、民族の規律振興委員会、民族の性質育成委員会など国民引き締めのための委員会を5つも発足させた。

1943年12月27日のワン親王大東亜会議出席帰国歓迎会で坪上大使は “With the adoption of this joint declaration, both Japan and Thailand have strengthened further their pledge and determination for cooperation in the construction of Greater East Asia as well as in the War of Greater East Asia on a basis of strength and gravity greater than the Pact of Alliance....The position as an East Asiatic pioneer which Thailand established at the outbreak of the war was indeed very invaluable, therefore, we, as the people of Japan, particularly hope that Thailand will preserve to the end the glory as a pioneer of East Asia.”¹⁰⁴⁾と演説し開戦直後のタイの協力振りを新東亜のパイオニアと持ち上げ大東亜宣言に基づき日タイの協力が更に強化されることを希望したが、ピブーンは全く逆に一段と日本離れを強めていた。

1943年12月19日深夜の空襲を第一回として連合国軍のバンコク空襲が本格化したが、12月21日の日タイ同盟2周年の重要記念式典にピブーンは敢えて出席しなかった。¹⁰⁵⁾ピブーンの出席は、坪上大使が強く求めていることであり、またピブーンに請われて駐日大使から外務大臣に転じたばかりの親英派のディレークも「日本大使との会見で小生が『もしかしたら首相は式典に出席できないかもしれない』と言うと大使の顔色は直ちに変わった。…日本について戦前より小生がどう思っているかは首相もよくご存じの通りだが、首相は小生を信頼されて再び本省を担当させられた、…もし首相が従来の方式を変えるようであれば日本は何をするか判らない。このように申し上げるのは誠心によるもので、決して日本を恐れているからではない」¹⁰⁶⁾と強く意見

102)中国国民党中央委员会党史委员会編『中華民国重要史料初編、対日抗戦時期 第二編 作戦経過(三)』台北、中国国民党中央委员会党史委员会 1981年 492ページ。

103)1990年3月2日貝沼研造氏インタビュー。日本側は脅しのためか重慶軍暗号解読の成果と思われる次のような情報をタイ軍に提供している。即ち、山田国太郎陸軍武官からタイ陸軍参謀本部第2部長に宛てた1944年4月19日付けの泰陸武第194号で確実なる情報として遠征軍司令長官衛立煌は3月末に第93師団長に同司令長官直属の3組の工作組が第93師団の担当地域を通過して日本軍の敵後に潜入するので協力すべしと命じたと伝えている(NAT, Boko Sungsut 2.7.4/41.)。また日本軍はタイ軍の暗号も解読していたようで、1944年9月16日にラムバーンのタイ空軍中佐が、親しい坂本憲兵少尉が「チェンマイのタイ軍高官が敵諜者と密接に連絡を取り日本軍の動きの情報や飛行場の情報を敵に渡している。」と語ったと報告してきた際、それが正確な情報だったためか当時のタイ軍の実質的な最高責任者のシナート中将是「我々の暗号が漏れているという話は前からある。陸軍副参謀長に急ぎ変更するように言うこと、そうしなければ暗号で連絡するときでも秘密を全く保持できない。」と命じている。(NAT, Boko Sungsut 2.9/20.)

104)タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:5/1.

105)NAT, KoTo.73.6/24.『泰華商報』1943年12月22日。

106)タイ外務省文書課保存外交文書、WW 2/2:3/6.

具申をしていたことでもあった。元来親日ではないと自認するディレークよりも遙かにピブーンの日本離れは進んでいたのである。

以後日タイ関係は悪化の一途を示し、ピブーンの胸中を知る文武側近たちの意図的対日非協力は募った。このような状況下で泰国駐屯軍司令部は1944年2月5日「中村大日本陸軍最高指揮官ノ『ピブン』泰軍最高指揮官ニ対スル申入レ」を行いタイ側の対日協力を迫った。更に、戦前より親日派として日本側に協力してきたワニット大臣が汚職により逮捕され、日本大使館が寛大な処分を要望したにも拘わらず拘置所内で5月21日に怪死したことは日タイ関係の悪化に輪をかけた。日本が求めた巨額軍費をタイは引き延ばして合意せず遂にはウイティット駐日大使（前外相でディレークとポストを交代した）に一時帰国を命ぜる大使召還の事態にまで至った。¹⁰⁷⁾

しかし、ウイティットの帰国直前に、独裁政治により既に議会多数派の信任を失なっていたピブーンは議会で提出法案を立て続けに否決され、かつ日本軍が議会の反ピブーン派に好意的中立の立場をとってピブーン派の軍隊の動きを牽制したため1944年7月末内閣総辞職に追い込まれたのである。

IV. クアン政権下の華僑

日タイ関係が最も緊迫したこの時期にラノーン事件が生じた。バンコクで日タイ両軍間に戦闘が生じたと誤解した南タイのラノーン県の日本軍駐屯部隊がピクトリアポイントの部隊と合同で1944年7月30日夕刻同県のタイ警察、軍を強制的に武装解除し文官も拘束して8月2日正午まで同県の官庁を占拠したのである。これによりタイ軍人12人、警察3人、文民4人が殺害された。¹⁰⁸⁾ このラノーン事件は当時における日タイ間の不信感の溝の深さを余すことなく示している。

しかしラノーン事件による日本軍の武力行使は日本軍の実力行使の現実性を目の当たりにしたタイの対日態度を慎重にさせる一要因になったと考えられる。日本の戦況悪化はタイの対日立場を強化したわけではなかった。日本によるタイの武力処理の危険性が却って高まったのである。クアン・アパイウォン新政権の最大の課題は戦争被害を最小限としながらタイの独立を守ることであった。クアン新内閣の対日態度はピブーン時代に比し大きく改まった。新内閣の対日政策とはピシット大佐が語るところでは「対日義務は我々の名譽のためにも忠実に完全に実行する、できないことは率直に告げ日本側に同情を求める」¹⁰⁹⁾ ことであり、この方針によりピブーン末期からタイ側が応じず、ながら膠着状態になっていた軍費問題に急遽合意した。ラノーン事件も8月22日に日タイ双方の現地軍の間で「相互完全ナル諒解ノ上今後ニ問題ヲ残スコトナク其ノ一切ヲ茲ニ円満ニ解決シタルコトヲ確認」して早々と局地的問題として解決した。

一方、クアン政権はピブーン時代の対華僑強硬策も大きく緩和した。ピブーン首時代の1941年9月11日に職業援助法が公布されタイ人にのみ保留する職種を政令で指定することを定めたが、実際に27種の保留職種が指定公布されたのは1942年6月9日である。¹¹⁰⁾ 華僑から職業を奪うこの措置は禁区の設定、泰緬鉄道建設労働者とし

107) タイ外務省文書課保存外交文書、WW.2/2:4/25.

108) NAT, (2) SoRo.0201.98/44.

109) NAT, WW.2/2:2/10.

110) Prachachat, 11 June 1942.

ての華僑使用と共にピブーン政権の排華政策の最たるものと見られていたが、クアン政権成立後直ちに設置されたトーンプレウ・チョンプームを長とする国家経済問題検討委員会は華僑に対する職業制限を「近い将来に起こり得る情勢を考慮して廃止し華僑との対立を緩和すべし」¹¹¹⁾と提言した。1944年10月18日の閣議は仏師、弁護士など4種を除いてタイ人への職種保留解除を決定し、11月24日の官報で公布即日施行した。

また、1942年末と1943年初に各々公布されたカーンチャナブリー、バーンボーン方面と北タイ6県からの外国人（華僑）退去令の廃止も検討されたが「緊迫した状勢下でタイ住民が外国人を恐れていること、また、ある方面（日本を指す）がタイが協力していないと見るかもしれない」（1945年2月21日検討委員会議長の発言）との理由で存続が決定された。ただし、個別的な許可は大幅に増加することを合意した。¹¹²⁾

泰緬鉄道への労働者提供についてみると、日本軍は1944年4月2日付け日泰同盟連絡事務局長宛泰陸武第一五九号文書にて泰緬鉄道用の5000名の労務者募集につきタイ政府に便宜供与を求めてきた。日本軍は普通労務者の日給は食料官給で1バーツを希望した。既存の労務者が既に3バーツの日給（食料自前）で働いている中でこの提示額は余りに低かった。タイ側は安い日給では募集は困難と難色を示した。5月末には日本軍は別に労務者を毎月100名18カ月間、即ち合計1800名の供給方を中華総商会に依頼したいと申し出た。7月末になってタイ政府はバンコク知事、首都警視総監を通じて計6800名の労務者募集を従来と同様中華総商会に依頼した。8月2日陳守明総商会主席は第2次代雇工人時と同様地方県においては県知事を通じて県内の華商への命令をお願いしたいと応じ、併せて総商会の雇用条件を提案してきた。提案では普通労務者の日給は食事自前で6.5バーツであった。

日本軍と中華総商会間の日給の大きな乖離と、総商会のやる気の無い消極的対応のため交渉は長引き日本は監督官庁のタイ内務省が総商会へ協力命令を出すことを求めた。¹¹³⁾ 11月末になって日給6バーツ（但し日本軍が食費代等として1.5バーツを天引きするので支給額は4.5バーツ）で合意した。総商会は6800人中4800人をバンコク、トンブリーの首都圏地区から集めることとなった。¹¹⁴⁾ 前回同様総商会の募集事務経費は首都の華商から募金した。募金と称しても総商会が内務省に依頼して首都の各郡長に華商集会を開かせそこで決めさせた割り当て額を総商会が徴集するという類のものであったようである。¹¹⁵⁾ 総商会は1944年12月12日（400名）、12月17日（509名）、12月22日（718名）、1945年1月11日（405名）の4回計2032名（日本側の数字では2001名）をバンコクで日本軍に引き渡した。しかし、労働者の殆どはバンコクで支度金10バーツを受領したあと逃走し、第3回目については61人しかカーンチャナブリーに到着せず、第4回目には全員がバンコクで逃走した。日本軍が受領した2001人中1月19日時点で実際に現場で就業していたものは170人に過ぎなかった。

日本軍は総商会からの受領を中断しタイ側に逃走者への厳罰を求めた。結局中断したまま3月始めに総商会を通じての労働者募集を正式に中止した。¹¹⁶⁾ 総商会の「泰国

111) NAT, (2) SoRo.0201.22.4/7,13.

112) NAT, (2) SoRo.0201.76/14.

113) NAT, Boko Sungsut 2.9/28.

114) NAT, Boko Sungsut 2.4.1.2/12.

115) 「中原報」1945年1月4日。

116) NAT, Boko Sungsut 2.9/28. Boko Sungsut 2.6.8/1.

政府委託代雇第三次工人」事業は実質的に日本軍には殆ど利益を与えることなく終了したのである。

この時期になると国民党、共産党の地下抗日活動は活発化する。1944年3月6日23時にバンコク近くのナコンパトムに5名のタイ生まれの華僑将校が英軍機より降下した。これが連合国側の飛行機を使用したタイへの諜者潜入工作の始まりであった。5名中2名は銃撃死亡、2名は逮捕され、1名のみが潜入した。¹¹⁷⁾ なお、自由タイの落下傘諜者は3月15日午前1時過ぎにチャイナートに降下したブライ・ウンパーコングループが第1陣である。5月3日午前1時にも南タイ、バンガー県の海岸に英軍の水上機から4人の華僑将校が潜入したが2名は銃撃死亡し、残り2人は逮捕された。¹¹⁸⁾ 4名中の3名は黄埔士官学校卒業生のタイ出身華僑でイギリスのSOE (Special Operations Executive) がタイでの工作的ため戴笠將軍から借り受けインドで訓練したものであった。¹¹⁹⁾

バンコクには開戦直前に戴笠將軍下の侍従室より送り込まれた藍東海らの諜報組織が存在したことは前述したが、1944年8月26日日本憲兵隊はタイ側に連絡の上104名の憲兵を出動して藍東海グループのトンブリーにある無線通信所を襲い通信員の李深を捕らえ、8月27日朝にも4名を逮捕した。彼等の白状によってか逮捕者の数は1944年9月6日現在で泰派遣憲兵隊が作成した「被検挙者一覧表」では45名に上っている。憲兵の取り調べ途中の8月28日には周深と称する筋金入りの諜者が死亡するという椿事も生じた。¹²⁰⁾ この大検挙を藍東海らは再び逃れ重慶に一時帰国した。彼は地下で新聞『中国人』を発行していた。同紙は1944年7月7日に創刊されたが8月末の検挙で中断、重慶からタイに再潜入した後の1945年5月20日に復興第1号を出し終戦まで4号を出版した。¹²¹⁾ 藍東海は戦後直ちに姿を現し中国国民党特派駐泰指導専員（若しくは中央特派通属党務指導員）の資格で1945年8月20日に六属会館臨時聯合弁事処を設立させた。彼は主要な幹部が身を隠して混乱した僑社のトップリーダーとして9月5日まで指導した。¹²²⁾

1945年9月5日には中華民国中央海外部泰国特派員弁事処が邢森洲特派員の名を以てバンコクに成立した。邢特派員は未だ国外にあって入国できず、成烟景（実名、陳英謹）が主任秘書を勤め、藍東海は彼の下で科長に就任した。¹²³⁾ 陳英謹は公然組織である海外部に属しながら同時に秘密組織軍統局の任務を帯び終戦前から入泰していた。彼のグループは地下新聞『反攻報』を出版した。同紙は戦中に7回位しか出版されず発行部数も200～300部であったが回し読みで広く読まれたという。¹²⁴⁾

重慶の軍統局は少人数のグループを相互に知らせることなく幾つか送り込んでいた。たとえば陳芸少佐を長としタイ出身華僑で黄埔士官学校卒業者からなる5名グループは軍統局直属の秘密組織として1944年にバンコクに送りこまれ終戦まで2年足らず日本軍情報を無線で軍統局に報告した。この機関は日本軍基地内に苦力として諜者を

117) N A T, Boko Sungsut 2.7.4/34.

118) N A T, Boko Sungsut 2.7.4/44. 泰国黄埔校友会総幹委員会『鉄血雄風、泰国華僑抗日実録』盤谷、泰國留華同學會 1991年には彼等の経歴や活動が記されている。

119) Cruicksank, Charles. *SOE in the Far East*. Oxford: Oxford University Press, 1983. p.13.

120) タイ外務省文書課保存外交文書、WW.(Bettalet) 18.5. N A T, Boko Sungsut 2.7.4/60,67,68,75.

121) 1992年7月19日藍東海氏インタビュー。同氏は『中国人』の全号を保存している。

122) 『中原報』 1945年8月22日。

123) 『泰華商報』 1945年9月6日。

124) 1994年1月6日陳英謹氏インタビュー。なお、同氏は辻政信『潜行三千里』に登場する成主任である。

潜り込ませたり、日本軍内の朝鮮人、台湾人の協力者から情報を得た。陳芸グループは純然たる秘密諜報組織で大衆を組織したり新聞を発行することは任務ではなかった。このグループは日本軍に摘發されることはなかった。¹²⁵⁾

この他にも重慶の三民主義青年団中央団部の命を受け卓獻書邊羅軍事専員下の軍人と共に入タイして三民主義青年団駐泰支団部を組織し『警報』を出版して宣伝活動を行うとともに突撃隊を組織訓練した黄緑峯グループの活動も存在する。¹²⁶⁾『警報』の印刷に携わった黄立民氏によれば同紙はバンコク近郊のナコンパトムの森の中で週二回印刷された。¹²⁷⁾

李啓新（素林）をトップリーダーとし丘及、李華らを幹部とする¹²⁸⁾共産党は1942年7月25日から地下で『真話報』の出版を開始した。¹²⁹⁾同党は1944年12月23日に暹羅反日大同盟（反盟）第一回全国代表大会を開催した。この反日大同盟の設立は11月25日に真話報、人民報、大衆報（タイ字紙のマハーチョンのこと）、泰自由団、泰南抗日同盟総会、曼谷各業工人聯合会、大衆學習社の中タイの7団体の会合により準備されたものであった。成員は華僑及びタイ人の団体もしくは個人からなり総人数は1万1000人に達したという。¹³⁰⁾戦後の1945年10月31日に開かれた反日大同盟第2回全国大会には53団体から142人が出席した。¹³¹⁾

戦争中の共産党の抗日活動について丘及は1945年9月12日の中英泰記者座談会で「在日軍南侵後、中泰両民族共同執行抗日的工作、可在泰国各地當時發現、而造成双方合作抗日其因、蓋以中泰両民族均為祖国独立自由、為解除奴隸之桎梏而會闘、…關於此種事實、如拉儂府（ラノーンー引用者注）泰国軍警之抗日事件、華僑嘗與以熱烈以援助、反日大同盟及抗日義勇隊過去在泰南進行抗日戰爭中、不斷獲得泰国軍民之協力、其次泰華工人在各地掀起反日運動、破壞日軍倉庫等等」¹³²⁾と語っている。この発言ではラノーン事件をもその成果というような誇張ぶりであるが、共産党系の実質的な活動は『真話報』の出版の他に日本軍倉庫からの窃盜、日系工場でのサボタージュ程度であったと思われる。華僑の共産党と1942年12月1日にそれから独立して結成されたタイ国共産党（ソン・ノッパクン〔余松〕書記長）とは反盟の活動などを共同で実施していることなどから見て実質上は依然として同一組織であったと考えられるが、戦中のタイ国共産党の活動に関して元同党政治局員のウドム・シースワンは「戦中の日本工場でのサボタージュはムーブメントとして行われたものではなく、一部のグループの考え方やったものと理解している。戦争末期にソン・ノッパクン書記長を司令官とする20-30人の戦闘部隊をハジャイで組織したが何もしないうちに終戦を迎えた。」¹³³⁾と語っている。

共産党も国民党も漢奸攻撃に力をいれており、これが戦争末期における華僑指導者の対日協力を鈍らせ更に裏面での抗日運動への献金を生じさせることに貢献したと思われる。例えば、1944年4月17日号の『真話報』（第34号）の社論「警告為虎作倅的華僑奸商」は李啓新の手になるがその中で「我們不否認、由於泰国是日寇的附庸、日

125)1993年12月29日陳芸氏インタビュー。

126)泰国黄埔校友会編輯委員会『鐵血雄風、泰国華僑抗日實錄』323-324ページ。

127)1994年1月6日黄立民氏インタビュー。

128)泰国帰僑聯誼会英魂錄編委員会編『泰国帰僑英魂錄（1）』北京、中国華僑出版公司 1989年 411ページ。

129)杜英「參加泰国華僑抗日救亡運動的回憶」「文史資料選輯」第5輯 中国文史出版社 1986年 90ページ。

130)李啓新『湄江留言』北京、1990年 107-108ページ。

131)Mahachon, 26 December 1944. 「全民報」1945年11月2日。

132)『泰華商報』1945年9月13日。

133)1992年12月25日ウドム・シースワン氏インタビュー。

寇当然具着很大的可能来掠奪泰国的物資、但仮如華僑奸商不替它搜買与製造、那麼、日寇不但不能獲得巨大的数量、而且還要遇到不少的阻碍与遲延…我們同時呼請一切工人和職員們覺悟起来、勿再為奸商們的圖財禍國而工作、反之、應該採用一切可能的方法、去阻止与打擊他們的漢奸行為！」と葉賢才などの名を挙げて非難している。1944年9月5日の『真話報』(第44号)も「陳守明張蘭臣両逆、依然藐視國法汚辱僑衆、近又在偽商會會議上力主替日寇招工五千、張蘭臣無惡不作竟敢偷搬潮州義山亭鐵條」の見出しのもとに7月12日の重慶中央電台が陳守明、張蘭臣、伍竹林、雲竹亭など7名に警告したにも拘わらず最近の日本の泰緬鉄道労働者要求に対し陳守明と張蘭臣は「陳逆守明隨即召開會議討論、會中多人均主張拒絕、獨陳張両逆則力主接受」であったと非難している。陳守明はこの會議で「中央警告由其警告、僑社責罵任其責罵、日方之要求却不能不遵行」と語ったと同紙は報じている。この報道は日本軍の圧力下での陳守明総商會主席の苦惱を示すとともに共産党が総商會幹部にまで接近していることをも示している。

一方、国民党の藍東海グループが地下で発行した『中国人』の1945年6月20日号は「轟動全泰之空前鋤奸大漢奸廖石峰被刺重傷」の見出しで台湾人医師王鏡秋(1945年8月11日暗殺死亡)の主宰する抗日団体破壊組織の幹部廖石峰へのテロを「本月伍日下午一時、公司廊四角半島酒店前、發生轟烈神聖之鋤奸事件一宗、愛國志士於執行其勇敢之任務後、從容離開」と自画自賛している。

おわりに

本稿は既存研究では殆ど利用されることのなかったタイ語一次史料及び中国語文献を用いて1941年の日泰同盟成立時から1945年の戦争終結時に至る期間のタイ国におけるタイ、日本、華僑の3者の関係を記述分析した。本稿は次のように要約できる。

対象期間の日タイ関係についてみると、1943年前半を境に枢軸側優勢期(第Ⅰ期)と連合国側優勢期(第Ⅱ期)の2期に大別し、更にこの2期をそれぞれ2分して第Ⅰ期の①開戦数日後から1942年央までのピブーンの対日便乗期待による対日全面協力期と、②見返りなき対日協力への不満や日本のタイへの影響力拡大に対する脅威感などから離日を試み、遂にはタイは中立であると主観的には考えるまでに至った時期、第Ⅱ期の③枢軸不利情勢の中での一層の日本離れさらには抗日準備に至るピブーン政権末期、④1944年8月以降反ピブーン派文民政権のクアン内閣による対日関係改善と裏面での自由タイ運動期、則ち合計4つの時期に分けることができる。

以上の日タイ関係の在り方は当然華僑にも大きな影響を与えた。タイが日本の東亞新秩序のなかに大国の夢を描いた①の時期においてはピブーンは「アジア人のアジア」を唱えた。戦前まで重慶支持の活動を続けていた華僑は一致した日タイを前に南京汪精衛政権支持を迫られた。日本の対アジア人宣伝の一中心地と化したタイでは、インド人やビルマ人の運動も活発化した。戦前におけるピブーン政権の対華僑強硬政策の結果すでにタイ政府に従順となっていた華僑指導者の多くはピブーンの豹変にも従つた。勿論彼等の態度を決定させたのはタイに進駐した日本軍の存在によるところが大きかったが。タイ政府の協力を得て日本軍の華僑政策は順調に実現できた。華僑からの大きな抵抗もなく日本軍による大規模な華僑弾圧の必要もなかった。日本は中華総

商会、「中原報」など戦前からの華僑組織を少々手を加えたものの、そのまま利用した。華僑がタイ政府ではなく日本に服する可能性を常に懸念するタイ側は日本単独で直接華僑を指導することを好まず、日本と華僑の関係に疑いの目を向けた。

②の時期になりタイ側の対日期待が冷め切るとピブーンの眼には日本人も華僑も同じで、タイ人の利益にとっては好ましくない厄介者の外国人と映った。ピブーンは戦前から続く華僑弾圧策を継続し、1942年末1943年初には広い地域に外国人退去令を施行し長年住み慣れた土地から数万人の華僑を逐った。特に北タイ6県からの外国人退去令ではピブーンは華僑と共に日本経済力の追放に固執した。また1943年3月日本軍が日泰同盟に基づき泰緬鉄道建設にタイ人労働力の提供を求めるに、ピブーンはタイ人の提供を拒み華僑を強制徴用して日本に提供することを決めた。結局中華総商会がタイ政府に代わり志願者を募集するという形式がとられたが、日本軍の必要数を満たすためには華僑労働者の一部は半ば強制的に集められた。又、徴募経費も華僑商人に割り当てられた寄付金が用いられた。中華総商会はタイ政府の要請を拒むことはできず、日本軍に2万人を超える労働者（大半は華僑）を提供した。ピブーンは日泰同盟の義務負担を華僑に転嫁したのである。ピブーンの禁区指定、日本軍への労働提供、更に華僑の職を奪ったタイ人のための職業保留立法は排華政策として華僑の心に深い怨みを残した。

③の時期には連合国側への寝返りを意図したピブーンは重慶との連絡を試みる。対日関係は極端に悪化したが、ピブーンは殆ど意に介さなかった。ピブーンは国内の華僑に対しても宥和的となり、唯一の華字紙であり日本がコントロールしていた『中原報』に対抗する重慶派人士の『泰華商報』の発刊を認めたのみならず、同紙に対する日本側の介入に対し同紙を守った。

④の時期に至ると戦争の帰趨はだれの目にも明らかとなる。しかし、タイに駐屯する日本軍は増強され日本軍によるタイの武力処理の危険性は高まったのである。クアン新政権はピブーン末期の対日強硬態度を改め悪化した日タイ関係を改善した。一方華僑に対してもピブーン時の排華策を改めた。裏面では華僑地下組織と自由タイ運動の連繋も生まれてきた。華僑の対日協力は完全に形骸化した。この期になると国民党系、共産党系の地下抗日運動は小なりとは言え活発化しており華僑にとって日本軍より漢奸テロ恐怖の方が大きくなつたのであろう。

(付記) ①本稿資料収集調査の一部は財団法人大和銀行アジアオセニア財団の研究助成を得て実施した。ここに感謝の意を表します。

②本稿は1995年11月3-5日に湘南国際村で開かれたシンポジウム「東南アジア史の中の日本占領—評価と位置づけ—」で報告した。